

論 文

関東大震災後における通信事業の復旧と善後策

田原 啓祐

1 はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらし、約1万6000人の命を奪い、2700人の行方不明者を出した。地震後に発生した津波により福島第一原子力発電所の電源喪失は大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展した。そのため周辺一帯の福島県住民は今なお長期におよぶ避難を強いられ、復興の遅れにより経済や生活に二次的な被害が生じている。その傷跡は今もなお被災地と国民の心に深く残っている。

郵便局の被害も甚大で、震災発生当初は岩手、宮城、福島の東北3県の1103の郵便局中半数を超える583局が休止し、2012年10月31日現在73の郵便局（直営郵便局52、簡易郵便局21）が営業停止したままとなっている。しかし、その中であって、郵便局窓口は震災から11日後の3月22日には243局、28日後の4月8日にはさらに224局が営業再開するなど、早期の復帰を果たした⁽¹⁾。避難所配達、各地からの車両型郵便局、郵便バイクの調達など、郵便事業は早期の復興を見せ、被災者へのライフラインの構築を実現したのである。

震災に対する迅速な対応は、これまで日本が過去幾度となく遭遇した災害対策の知識が大きな財産となっていると思われる。日本において情報通信分野の災害対策の歴史は、郵便創業に始まったことではない。例えば、小野秀夫は、江戸時代の飛脚が書状の運搬だけにとどまらず火災や洪水などの災害情報を取材するようになり、さらには関係方面に印刷して通信すると同時に災害の一枚刷りの発行をするなど、通信社と同様の役割を果たすようになったとしている⁽²⁾。また、北原糸子は安政江戸地震（安政2年10月2日）の際の情報の伝播過程を検討し、藩が大名飛脚を用いて江戸藩邸から地方へ災害情報を伝えることが多いが、大坂以西では並行して民間の飛脚によって情報が伝達される例が見られることを明らかにし、飛脚問屋の「情報センター」としての機能を評価した⁽³⁾。そして巻島隆は飛脚問屋が発信した東海道大地震（嘉永7年11月4日）や横浜大火（慶応2年10月20日）の災害情報を検討し、街道を往来する飛脚や飛脚取次所、飛脚宿、飛脚問屋の関係者が京屋江戸店へ宛て詳細な現地情報や荷物の損失状況などを手紙に認め、仕立飛脚によっていち早く知らせ、それにより京屋江戸店は情報をとりまとめて得意先に災害情報を発信することができたことを明らかにした⁽⁴⁾。

一方、災害時における郵政事業の果たした役割に関しては、これまであまり研究が進んでい

- 1 『日本郵政グループ ディスクロージャー誌 2011』（日本郵政株式会社経営企画部門広報部、2011年7月）。
- 2 小野秀雄『かわら版物語』（雄山閣出版、1960年）。
- 3 北原糸子『近世災害情報論』（塙書房、2003年）。
- 4 巻島隆「最上紅花取引における飛脚問屋「京屋」「嶋屋」の利用—決済と情報—」『郵便史研究』第30号、2010年9月。

ない⁽⁵⁾。郵便創業以来、各地で発生した災害に通信省（当時の通信事業管轄省）および被災地の郵便局はどのような対策を行ったのか。この問題については本来、濃尾地震（明治24年10月28日）、明治三陸地震（明治29年6月15日）までたどって検討すべきであるが、残念ながら史料がほとんど残っていない。そこで、本研究では、比較的史料が残っている関東大震災（大正12年9月1日）当時の通信事業の対応およびその後の復興過程をみていくことにより、震災への対応策がどのように確立されていったのかについて見ていくことにしたい。

2 関東大震災当時の通信事情と逡信省による応急処置

(1) 無線通信が伝えた最初の震災情報

関東大震災とは、大正12年9月1日午前11時58分、相模トラフ沿いのプレート境界で発生した広範囲な断層のずれによって発生した巨大地震による災害である。まず神奈川県松田町足柄上郡松田町地下から三浦半島地下の断層の滑りによって発生した連続地震であり、その範囲は神奈川県ほぼ全域、東京府の中南部、千葉県の房総半島南半分まで及んだ。この地震のマグニチュードは7.9とされており、関東地域では昭和24年に制定された気象庁震度階級に当てはめれば、広範囲で震度5以上の揺れが生じ、特に神奈川県中南部地域では震度7の揺れであったとされる。人は立っていることもままならず、屋内の家具は転倒・落下あるいは大きく移動し、3割以上の家屋が倒壊、大きな地割れや山崩れ、沿岸部では津波の発生により地形が大きく変化してしまう強烈な揺れである。さらに地震の発生時刻が昼時であったことにより、飲食店や住宅の台所等から発生した火が当日吹いた強風にも煽られて隣接する建物等に延焼し大火災となった。

当時「震災府県」とされた東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県、静岡県、茨城県の死者（行方不明者を含む）は近年の研究では10万5385人と推計され、このうち東京府が6万8660人、横浜市が2万6623人と全死者・行方不明者の90%を占めていた。住家被害は上記府県にさらに栃木県、群馬県、長野県を加えた1府9県合わせて37万2659棟におよぶ。こちらの被害も東京府が16万8902棟、横浜市が3万5036棟と全体の55%を占めていた。また、被害状況を詳細に検討すると、地震による被害も大きかったが、それ以上に火災による家屋焼失、人的被害が大きかった。例えば、東京府の死者・行方不明者中焼死者は6万5902人（約96%）、横浜市は2万4646人（約93%）であった。そのような被害の実態もあり、当時の新聞・雑誌などのメディアでは「(大正)大震災火災」と表現された⁽⁶⁾。

震災により東京府および横浜市は壊滅的な打撃を受け、都市としての機能を喪失した。繁華街や市街地は焦土と化し、水道やガスも止まり、電気も停止した。官営鉄道は東海道本線をはじめ各線が不通となった。市内の郵便局・電信局・電話局のほとんどが焼失、倒壊し、通信機関としての機能はことごとく壊滅した。9月2日に東京都および府内5つの郡に戒厳令が施行

-
- 5 東日本大震災後、電話やインターネットの復旧がなかなか進まない中で、早期の郵便配達再開を実現したが、それに関するマスコミの報道は少なかった。一方研究分野では押田榮一による中間報告があるが（押田榮一「東日本大震災と郵便事業（中間報告）」『情報通信学会誌』第29巻第4号、2012年3月）、本格的な分析は行われていない。
 - 6 関東大震災に関連する文献すべてを網羅することはできなかったが、当時の内務省や東京府が調査した、内務省社会局編・発行『大正震災志』上・下、1926年、東京府編・発行『東京府大正震災誌』、1925年、当時の出版業界による、大日本雄辯会講談社編・発行『大正大震災大火災』、1923年、中外商業新報社編・発行『図録 大震から復興への実情』、1924年、近年の研究として、北原糸子編『日本災害史』（吉川弘文館、2006年）、今井清一『横浜の関東大震災』（有隣堂、2007年）、北原糸子『関東大震災の社会史』（朝日新聞出版、2011年）等を参考にした。

され、4日にはさらに東京府全域と神奈川県にまで適用範囲が広げられ、陸海軍や憲兵隊によって各地の救援活動、ライフラインの復旧、治安警備にあたった。

このような状況の中で救援と保安に関する要請のため、被災地外部との連絡が急務であり、その役割を果たしたのは無線通信であった。震災当初は、横浜港内外の十数隻の船舶が地震から30分後より相互に情報交換または銚子無線局に送信したことが始まりで、これを銚子無線局は受信して直ちに潮岬無線局へ伝送しようとしたが、湾内船舶無線が混線しており、同局と確実に連絡が取れたのは午後5時となった。潮岬無線局は、午後1時17分に横浜港内に停泊していた商船「これや丸」の無線通信士川村豊作が銚子無線局に向けて発信した通信を銚子無線局からの通信と併せて受信していた。また、対米無線局である磐城無線局は、受信機を国内向けに改装し同日午後7時に銚子無線局が大阪中央電信局長に発信した無線通信を傍受することに成功した。磐城無線局の米村嘉一郎はこれを直ちに仙台通信局へ報告するとともに受信した情報を英訳し、午後8時10分にホノルルRCA局へ発信した⁽⁷⁾。その後震災による被害の深刻さが徐々に明らかになってきたので、午後11時に横浜市の惨状を伝える電文をホノルルRCA局を経てサンフランシスコ局へ送った。これが関東大震災に関する最初の電報で、アメリカよりさらにヨーロッパ諸国へ伝えられ、世界各国からの同情と救援物資が日本に寄せられるきっかけを作った。

国内で、大きな効果を上げた通信は、同日午後9時に神奈川県警部長森岡二郎から大阪府・兵庫県・千葉県・茨城県の各知事、横須賀鎮守府、横須賀軍港停泊中の艦船および大阪朝日新聞社と大阪毎日新聞社に宛てた至急官報で、「横浜で震災に引き続き津波と火災が発生し、死者多数、交通通信は途絶し、飲料水も食料もなし」と救援を要請する内容であった。この至急官報は横浜港内の「これや丸」により発信され、銚子無線局と潮岬無線局が中継した。当時湾内船舶無線通信の発信に加え一般市民の頼信も加わったため、電波は著しく混信していたが、「これや丸」の通信士川村豊作は逓信大臣の許可を得ずに全ての通信をストップする符号を打った。これは通信法規上の違反行為であったが、「これや丸」は関西地方に関東大震災を公式に報じるという重要な役割を果たしたのである⁽⁸⁾。

(2) 逓信省の応急措置—臨時応急委員会の設置—

逓信省の庁舎焼失は通信事業にとって大きな痛手となった(写真1)。明治43年木挽町に竣工した逓信省庁舎は煉瓦造りの頑丈な建物で、第一震そして続く余震にも耐えたが、夜に各所から起こった火災により庁舎内にとどまるのが危険になったため、午後8時に庁舎詰めの職員200名が浜離宮に避難、まもなく庁舎は類焼した。翌2日午前5時に避難した浜離宮炊事場付近にテントを張って逓信省仮事務所が置かれた。早速に応急策が協議され、翌日仮事務所を



写真1 関東大震災直後の逓信省庁舎の様子
(大正12年)(逓信総合博物館所蔵)

7 電信課同人「大震災と無線の活動」『逓信協会雑誌』第184号、1923年12月20日、15～18頁。

8 「これや丸」のエピソードについては、郵政省編『郵政百年史』(吉川弘文館、1971年、420～421頁)、前掲、今井清一『横浜の関東大震災』、144～145頁のほか、多くの書で取り上げられている。また川村豊作自らが当時の状況を回顧した論考がある(川村豊作「関東大震災の緊急通信と法規違反問題」『逓信文化』第34巻第9号、1983年9月、20～23頁)。

月 日	通 信 省	郵便局・郵便送達	電 信	電 話	電 気 事 業	海 事
9月1日	<p>正午大地震発生により本省事務休止。 午後7時半、近衛聯隊機関銃隊村上軍曹率いる兵13名が通信省保護のため来着。 午後8時、通信省構内危険のため、総員約200名浜離宮内に避難。午後11時頃通信省焼失。 午後3時、海軍と交渉し、築地技術研究所の無線電話の使用を求めて中央電信局員ら3名派遣も研究所火災により浜離宮に帰着。</p>	<p>地震発生。各郵便局は局内送電を停止し、重要書類等や計器等を搬出し避難。</p>	<p>地震により東京中央電信局の局舎半壊、関係通信線全不通。東京中央電信局を芝公園内の通信官吏練習所へ移転。その後電信機械類の運搬を行う。午後4時輸送開始。午後8時頃中央電信局局舎焼失。</p>	<p>地震により、東京中央電信局以下大半の施設が崩壊。 夜、応急処置として軍に連絡要請し、中野電信隊による陸軍省を中心とした各省・軍官衙・警視庁・府庁・市区役所等に軍用電話を架設。</p>	<p>地震により淀橋の上水路が損害を受け、東京市内が給水不能に陥る。</p>	<p>地震発生。在庁の9名により消防と重要書類の搬出避難に従事。重要書類をほぼ全て水上警察署まで搬出、さらに大部分を発動機船東海丸に移し海上へ避難。午後9時頃東京通信局海事部全焼。</p>
9月2日	<p>午前5時、浜離宮内に通信省仮事務所を設置し応急策を協議する。通信省各課長協議の上、明日通信省仮事務所を東京中央郵便局内に移転することに決定する。 午後3時、通信省仮事務所に来所した仙台通信局の沼倉書記に宮内省御用電報、震災に関する通信省公報ならびに罹災救助に関する電報を携行させ帰還させる(通信省が発した最初の電報)。 午後7時、第2次山本権兵衛内閣成立、犬養毅が通信大臣に就任する。</p>		<p>午前3時、火災の拡大により通信官吏練習所も危険となったため、紅葉館裏の林中に避難。午前5時通信官吏練習所焼失。</p>	<p>日光御用邸と千住間に電話線開通。</p>		<p>大阪通信局に電報にて通達し、関係府県知事および農商務省食糧局出張所と協議の、阪神所在の政府所有米約50万石を東京へ回送する船舶を手配。一般食料品、救護品および建築材料等の輸送に要する船舶供給を地方通信局および船舶業者に通達。</p>
9月3日	<p>午前3時、中野電信隊より紫芝中尉率いる電信隊員が来着し、陸軍省と浜離宮内の通信省仮事務所間に直通軍用電話線を架設。 午前7時、東京中央郵便局内に通信省仮事務所を移転完了する。 夜、陸軍省・通信省間軍用電話開通。</p>	<p>①東京市内宛の見舞状や小包等の地方局引受を当分のうち見合わせる。引受済みの郵便物、実在地に遞送中の郵便物は適當地に保管。 ②東北線到着郵便物中の小包郵便物は熊谷駅に通常郵便物は川口駅に積み卸しをもって当該郵便局に収容する手配を行う。 ③東海道方面遞送は東京通信局員を清水港に出港させ連絡措置をとらせる。 ④大阪方面より東京府・神奈川県に達する通常小包は一時留置、その他は岩越・両毛線を経由して遞送する。 ⑤大阪通信局より横浜―清水間鉄道省連絡船に便宜郵便係員を乗船させ、横浜方面発罹災民の安否通信の引受および遞送取扱開始(横浜の被害が甚大なため引受郵便なし)。 ⑥東北方面は千住を起点として遞送する。 ⑦信越線は東京―川口間を車送とし、川口―大宮間は吏員によって行囊一個ずつを各自携行して連絡させる。</p>	<p>架設中の千住仙台間および千住大阪間の電信線が開通し、各通信局長および地方長官に震災の詳細を報知(東京より電信によって発した最初の通信連絡)。 芝公園の東京中央電信局南寮寄宿舎を臨時本部兼避難所とする。</p>		<p>東京電灯会社に交渉して従来使用しなかった淀橋浄水場揚水唧筒に送電、夜より運転開始、市内一部に通水させ漸次区域を拡張。 東京電灯会社に送電工事を施行させ、午後より東京市内水道用動力および中野電信隊の無線電信設備への送電開始。</p>	
9月4日	<p>午前7時、通信省臨時応急委員会を組織し通信省、通信大臣官房、東京通信局の事務を一括。</p>		<p>東京中央電信局の事務を東京中央郵便局小包課内で取り扱う事が決定する。 中央電信局長来所。5日より艦砲の一般受付開始、6日より無料公衆報の取扱開始を決定。公衆電報受付整理のため兵員60名来援することとなる。 午後9時35分、東京・大阪両中央電信局間の直通線開通。</p>		<p>東京電灯会社および東京市の技術者と協議し、配電線路に故障がないものについては保安上必要な街灯・門灯を点灯させる。</p>	

月 日	通 信 省	郵便局・郵便通送	電 信	電 話	電 気 事 業	海 事
9月5日		①鉄道各線の被害状況判明。東京市内および近郊残存局の郵便取扱再開を決定、伝送便を設定。 ②横浜市内において発送する罹災者の通信は機宜の方法によって取り纏め、品川まで電車または汽車にて東京中央局に送付引受を行うこととする。	官報・局報の受付制限は厳重に行うことが決定される。 受け付けた電報は区分して千住・清水行軍艦・所沢飛行便・大阪直通線に委託する。	東京中央郵便局内に小市外台を設置、市外線を収容し臨時市外通話所を仮設。(7日までの間に、東京と名古屋・高崎・新潟・長野・長岡・甲府・八王子・浦和・前橋各間に1回線を収容し通話の開始を図る。)	官公署・病院・避難民集会所のほか、精米用電動機等の必須箇所に対しても送電を奨励して時局に対応(精米所への送電開始)。 本郷・小石川の大部分・牛込・四谷・赤坂・麻布の一部の街灯・門灯点灯。	
9月6日		①東京市内各局間連絡のため東京中央局を起点とする伝送便を開送する(1日1回)。 ②芝浦一清水間鉄道連絡船に郵便物無料搭載方を協定の上通信省の責任において取扱実施。 ③汽車が日暮里まで延長されたことにより、東京青森線および東京新潟線郵便物は日暮里より吏員が大宮まで護送して車内扱と連絡し、東海道線は品川一東神奈川駅間汽車便によって神奈川県行きを運送を行う。	罹災電報の無料受付開始。 電報約22万通を受け付け、同夜大阪中央電信局員がその内近畿以西行きの約10万通を携行し帰阪する。	高崎一横浜間に2回線作成開通。また千住・高輪局において、宇都宮・福島・仙台・水戸間に1回線、東京一横浜間に2回線を開通し専ら公用通話に供する。ほかに横須賀・小田原・鎌倉とも連絡。	変電所のうち比較的損害の少ない駒込変電所の応急修理を施す。 上野神明町間の電車運転を開始する。 群馬電力からの低圧送電により川崎・鶴見の電力復旧。	
9月7日	通信博物館において暫定切手発行のための協議を行い、9種類の暫定切手を印刷局経由で民間印刷会社が製造することが決定する。	①東京中央郵便局が行動郵便開始。皇居前・日比谷公園等の避難民より通信を収集。 ②中央線は淀橋局より新宿まで差立を行う。 ③大宮一浦和間の陸便を開始する。 ④東京および近郊地の差立郵便物は当分の内各府県区分とし第三種以下の分配局に送達し、東京府・神奈川県宛の停滞郵便物は漸次留置し他は迂路通送を行うよう措置する。			被害僅少の家屋に対して屋内にも通電開始。	政府所有米搭載の船舶芝浦および横浜に到着、米移入を始めとして漸次缶詰・味噌・醤油等の食料品を輸送。
9月8日		※浅草・九段・麹町郵便局仮事務所業務再開。 ①東京中央郵便局による行動郵便拡張。郵便通送自動車に局員数名が乗り込み、九段、上野公園、浅草、月島方面等焼失地を巡回。 ②品川一大船間列車運転により郵便物の搭載を開始し、吏員は郵便物を護送する。 ③東京府および神奈川県に達する停滞郵便物については、東京市内は各行政区、東京府は各配達局ごとに区分して処理保管する。		東京中央郵便局内に単式交換機を設置し、計74回線を備えて交換開始(25日までに計178回線が開通)。	神奈川西部・南部の山の手残存地域に通電。	
9月9日	暫定切手図案2種完成。	※京橋・芝郵便局仮事務所にて業務再開。 ①被災者が差し出す私製葉書および4匁以下の第一種有封書状は「罹災通信」と表記したものは料金後納とし受取人から料金を徴収することが定められる(逓信省令第58号)。 ①東京中央局一大宮間に自動車往復便を開始し、罹災関係通信の停滞を一掃する(9月22日廃止)。 ②中央線新宿より鉄道郵便係員乗務員を開く(ただし一部は徒歩連絡)。	横浜市神奈川区青木小学校内に電報受付所を設置し、官報新聞電報および被災者関係の電報取扱を開始。 東京湾内および湾外100マイル以内における緊急通信、公衆電報以外の私設通信を禁止。	軍用電話を撤廃。 東京市のほとんど街灯・門灯に点灯。		

月日	通信省	郵便局・郵便送達	電信	電話	電気事業	海 事
9月10日	通信省災害応急委員会廃止を決定し、東京通信局への引継準備をする。通信公報が震災後初めて発行される。	①横浜―三田間臨時便開設。 ②隅田―浅草間、鳩ヶ谷―蕨間、巢鴨王子赤羽川口間に各往復便を開く。	被災者の電報無料取扱をやめ、明日より有料に復帰する。			阪神地方へ避難する被災者や一般旅客のため日本郵船会社の快速船2艘を利用し京浜神戸間に隔日1回の定期運行を行う(避難民は無料輸送)。
9月11日	通信省臨時応急委員会廃止。	東京府および神奈川県に達する停滞郵便物の在裡赤行囊について臨機の取扱措置を行う。				
9月12日						
9月13日		艦船宛郵便物の横須賀集中のものは呉に臨時集中させる(9月25日横須賀に復旧)。			三浦半島に送電。	
9月14日		※日本橋・下谷・赤坂・深川各局仮局舎にて業務再開。 ①千葉県湊―館山間に臨時航送便を開設する(10月12日廃止)。 ②東京銚子線に東京中央、亀戸両局の受渡を開始させ、千葉―亀戸間は係員護送便に変更する。				
9月15日		震災のため東京府・埼玉県・神奈川県・静岡県・千葉県下の郵便局中執務不能の局は局務回復するまで臨時に郵便事務の取扱を停止、または取扱事務を制限することが定められる(通信省告示第1427号)。	東京中央電信局を丸の内永楽ビル4階へ移転する。	東京市内二等局10か所に市外通話の通話所を設置。	茅ヶ崎・逗子方面の門灯・街灯に点灯。	東京在住の中国人および朝鮮人に対し本国へ帰還の便宜を付与。
9月16日		※本所局の業務再開。これにより東京市内集配局全部が復活。東京中央―千住間に通常往復便一便を開き、東京仙台線に発着する郵便物を併送する。			鶯谷品川間の電車運転を再開。	京浜清水間を日本郵船会社船2艘によって毎日1回の定期運行を行う。
9月17日				漸次各種の通話制限を廃止。		
9月18日		①東京中央郵便局において新聞および新聞通信の地方発送を制限付き(1日1社1回100部以内)で開始。 ②東京―茅ヶ崎間の汽車復旧により神奈川県方面の郵便物を搭載する。			富士水力発電所から電力供給を受けて箱根・小田原・大磯方面の街灯のみ点灯。	
9月19日				各地との回線30に及び、通話区域は青森より神戸に至る131か所に増加。		
9月20日		制限取扱局において切手別納・約束郵便・郵便私書箱の取扱開始。	被災地域内宛の一般私報電報の配達復活。			
9月21日						
9月22日		①被災地宛の第一種・第二種通常郵便の引受開始。さらに関西方面の停滞郵便物輸送のため船便を手配する。 ③伊勢崎線復旧により郵便物を搭載(但し隅田間は全線の受渡を止め、浅草間は伝送便を設定して当分執行する)。 ④東京―大宮間の自動車往復便を廃止する。				
9月23日		①東北線上野駅において東京中央局受渡を復旧する。 ②千住局の鉄道郵便受渡を復旧する。				

月日	通信省	郵便局・郵便通送	電信	電話	電気事業	海 事
9月24日		①新聞・通信社より発送の第三種郵便物の引受制限解除。 ②芝浦一大阪間の通送方を大阪商船会社と協定する。 ③名古屋以西に停滞する小包は大阪に集中し、芝浦間の航送船雇船方を手配する。				
9月25日	震災のため汚染損傷した未使用切手・葉書・印紙類引換開始(通信省令第68号)。	①第一種・第二種の書留扱を開始。 ②呉に集中させた艦船宛郵便物の集中局を横須賀局に戻す。				
9月26日						
9月27日		横浜一清水間は鉄道省連絡船により通送することに改め、汐留一横浜間は鉄道上下一便使用方協定する。				
9月28日						
9月29日		東海道線東京一横浜間郵便車内特殊郵便物の繰越取扱を復旧する。			小石川・高輪・青山・牛込各分局復旧、交換開始。	

(出所) 郵政省編『郵政百年史資料』第29巻(吉川弘文館、1972年)、『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 郵便通送ノ部』(通信総合博物館所蔵、AK-A44/3-2)、『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 電気事業ノ部』(通信総合博物館所蔵、AK-A44/3-1)、『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 海事ノ部』(通信総合博物館所蔵、AK-A44/3-3)、『大正十二年関東大震災当時ニ於ケル通信省日記抄』(通信総合博物館所蔵、AK-A45)より作成。

表1 関東大震災後における通信省の応急措置

火災を免れた東京駅前の東京中央郵便局に移転することが決定した(移転は翌3日午前7時に完了)。

表1は関東大震災後1か月間における通信省および各事業の応急措置を示したものである。震災初日は、各部門とも建物施設の崩壊、焼失し、機器も多くが失われ、従業員は重要書類の搬出、避難などに追われていたので業務は完全に停止した。当時政界では震災一週間前の8月24日に総理大臣加藤友三郎が死去し、翌日外務大臣の内田康哉が臨時に総理大臣を兼任していた。28日には山本権兵衛に組閣が命じられたが、その最中に震災が起こったため、非常事態への応急対策は前内閣の閣僚が当たっていた。9月2日午後7時40分、震災のまっただ中で第2次山本権兵衛内閣が成立し、内務大臣に後藤新平、通信大臣には犬養毅が就任した。新内閣は親任式終了後直ちに閣議を開き、治安確保と被災者の救護方針の決定等、事態の処理に乗り出した。

市内の通信線が全不通となっている状況で、通信省は震災直後より軍と連繋して緊急連絡網の確保に尽力した。震災時の陸軍の通信復旧活動は目覚ましく、伝騎や軍用鳩を用いて軍司令部と関東各地や仙台、大阪の軍隊との連絡を迅速に行い、中野電信第一聯隊は、東京衛戍司令官の命を受け午後より随時出動し、有線電話は2日正午までに東京陸軍の主要な機関や部隊の連絡、東京市役所や各区役所との連絡等通信範囲を拡大していった。しかしながら、通信省と軍との連繋は当初はうまくいかず、震災初日に築地にある技術研究所の無線電話の使用を求めて中央電信局員ら3名が赴いたが研究所が火災に遭ったため、結局仮事務所のある浜離宮へ帰還した。通信省が震災後に通信を発したのは、2日午後3時に仙台通信局から慰問使として仮事務所を訪れた沼倉正司書記官に宮内省御用電報と通信省公報2通ほか救済に関する電報数通を託して仙台に帰還させた時が最初であった。浜離宮内の通信省仮事務所と陸軍省の間に直通軍用電話が開通したのは3日深夜の事であった。

3日に至り架設中の千住仙台間と千住大阪間の電信線が開通したため、午前7時、千住局より仙台経由で各地の通信局長および地方長官に宛てて通信省第三公報を発信し、震災の詳細

を伝えた。同時刻に、品川沖より横須賀に向かう第五駆逐隊司令官部中佐指揮の軍艦にも第三公報を託し、横須賀軍港内の無線通信により全国に向けて震火災の詳細情報を発信した。これが東京より電信を利用して発信した最初の通信連絡であった。

翌4日午前7時、政府の方針ならびに臨時震災救護事務局設置に呼応して、逓信省臨時応急委員会が設置された。臨時応急委員会設置の経緯について当時の逓信省通信局庶務課長今井田清徳は「其夜の明け方、残つた数人が集つて、非常の際には非常の手段に出づるの外はない。平時の官制などに拘泥して居てはとても機敏なる機宜の措置は採れない、議論よりも実行を主としてやらうと、衆口一致して、忽ちの間に震災応急委員会案を作上げた」⁽⁹⁾と回顧している。逓信大臣を応急委員会委員長とし、逓信省（通信局・経理局）、逓信大臣官房、東京通信局の事務を臨時的に一元化し、救済部、通信部、土地建物部、庶務部、会計部、為替部、貯金部、保険部、電気及管船部の9部が設置された⁽¹⁰⁾。以下の項では、臨時応急委員会が震災の最中に果たした役割について、救済部、通信部、貯金部、保険部の活動を中心に見ていくこととしたい。

A 救済部の事業活動

救済部の事業活動は、大きく分けて食糧管理、被災者収容、救護、救援隊派遣の4つに分けられる。事務処理については東京中央郵便局内に設置された逓信省仮事務所内で行われ、食糧管理については管理と貯蔵の関係上、麻布にある東京通信局の倉庫内で事務を取り行った。

災害時において救済のため重要なものは食糧であり、救済部は制定と同時にまず食糧の調達に全力を尽くした。陸海軍や東京府、東京市役所と交渉するとともに、各地の逓信局へも物資の供給を要請した。

主要な食糧物資は米であり、最初は東京市役所と交渉の結果神田川正米市場より支給を受けていた⁽¹¹⁾。日数が経過するにつれ被災者が多数集まり、焼失して休業していた郵便局が仮局舎等によって業務再開していくにつれて各局において炊き出しの必要に迫られるようになった。さらに、東京中央郵便局では東京市の通信網再興の中心として電信電話業務を再開したため、局務従事員が被災地に集中して人数が急増したことにより食糧が不足がちになった。そのため、救済部は芝浦の陸軍配給司令部とも交渉し、毎日50俵ずつの白米あるいは玄米の配給を得ることを約定し、副食物についても余裕がある場合は支給を受けることとなった。応急委員会が設置された9月4日から20日までに268俵、各地の逓信局より177俵の米が配給された。副食物についても各地方逓信官署に要請した結果、9月6日～10日の5日間で、牛缶、梅干、味噌、福神漬、沢庵漬、瓜粕漬、食塩、胡麻、葱、タマネギ、馬鈴薯、軍用パン、堅パンなどが配給された。

次に取り上げるのは被災者の収容である。地震による被災地域は1府6県で、全地域を網羅した被災者収容施設を用意することは被災当時の事情としては到底困難な状況であったため、救済部では主として深刻な被害を受けた東京市および横浜市に重点を置き、東京市内では自動車の捜索隊を派遣し、あるいは市内の各郵便局長に注意を喚起して被災者の収容に努めた。東

9 今井田清徳「応急委員会の出来る迄」『逓信協会雑誌』183号、1923年11月、127～128頁。

10 実際には、貯金、保険、管船、電気各部については、元来の「局」を「部」と呼称したものに過ぎない。

11 関東大震災により深川正米市場や倉庫等の設備が焼失したが、神田川方面は市場、倉庫ともに無事であったため、以後神田川正米市場が東京への米の供給を一手に引き受けることになった（持田恵三『米穀市場の展開過程』東京大学出版会、1970年、93頁）。

京通信局内に東京収容所本部を設置し、その下に青山出張所（青山分局内）、小石川出張所（小石川分局内）、高輪出張所（高輪分局内）、四谷出張所（四谷分局内）、牛込出張所（牛込分局内）、中央郵便出張所（東京中央郵便局内）、中央電信出張所（飯倉片町合宿所内）、保険局芝浦出張所（逓信省保険局内）、貯金局富士見町出張所（逓信省貯金局内）、五反田出張所（逓信省経理局倉庫内）、秘書官官舎出張所（逓信省職員用に設置）の11施設が設けられた。横浜市には東海道収容所本部を設け、神奈川出張所と横須賀出張所が設けられた。他に出張所ではないが所属する出張所から食糧の配給を受けて少人数の被災者を収容した郵便局があり、実際には被災地の各郵便局はすべて収容所のような状態になっていた。本部と出張所が収容した被災者人数は日々変動があったが、9月10日時点で1万人に達していた⁽¹²⁾。

また、震災とその後の火災による負傷者のため、臨時応急委員会は逓信共済組合の附属事業である東京通信診療所（牛込区若松町）と合同して東京中央郵便局内に臨時救護所を設置し、保険相談所や診療所の医師・看護婦数名を置いて応急治療を施した。また救急薬剤も用意し、胃弱や頭痛など症状の軽い病人に処方した。臨時救護所では、毎日約50名の患者に対応した。救護所を知らないあるいは知っていても来られない負傷者や病人のために、東京では6日に自動車の救護班を組織し、自動車に医師と看護婦を同乗させ、飢えに苦しむ人には食事を提供し、病人を救護した。また重症患者は東京通信診療所へ送るよう対応した⁽¹³⁾。翌7日迄の2日間で、救護班は被災者150名を発見、うち70名の患者を診察し、4名を重患として収容するなど成果を上げた。横浜方面でも東海道本部内に救護室を設置し、8日～10日に市内を巡回して被災者の救護に尽力し、45名を診断、20名に薬を処方した。

そして、震災による被害が甚大で復旧が遅れている被災地への救援隊派遣も行った。9月5日から9日までの5日間毎日、横浜、横須賀、伊豆大島、館山方面へ船による食糧等を輸送し、救援隊を派遣した。

このように、救済部は震災による非常時に際し、わずか1週間の短期間ではあったが多くの被災者を救済した。救済部としての活動は逓信省臨時応急委員会の廃止とともに終えることとなったが、食糧管理および救護活動についてはその後も東京通信局に引き継がれて行われた。

B 通信部の応急措置

東京府の場合、大地震よりもその後発生した火災による被害が深刻で、特に東京市内の日本橋区、京橋区、神田区、浅草区などの繁華街や地盤が弱く地震の被害を受けやすい本所区、深川区のほぼすべて、下谷区の東半分と芝区の北方面が焼失した。一方で、本郷区、小石川区、牛込区、四谷区、赤坂区、麻布区では地震による倒壊家屋はあったものの火災による延焼はほとんど免れた。神奈川県の場合、横浜地域や横須賀方面における建物倒壊および火災による被害が甚大であったが、最初の震源地付近では震度7相当の揺れが生じたため、小田原のようにほぼすべての建物が倒壊するなど、県西部の被害も大きかった⁽¹⁴⁾。

関東地方1府6県の郵便局も甚大な被害を蒙った。表2、表3は関東大震災によって被災した郵便局数および局員数を示したものである。1133局中195局が全焼、37局が全壊、79局が半壊し、これらを合わせると27%の郵便局が甚大な被害を受けたことがうかがえる。局員の被害も甚大で、震災による局員（東京通信局を含む）は死者346名、重傷44名、軽傷218名、行方不

12 東京通信局『大震災記』（発行年不明）、124～125頁。

13 郵政省共済組合・日本電信電話公社共済組合編『逓信共済組合事業史』財団法人郵政福祉研究会発行、1971年、116～118頁。

14 内務省社会局編・発行『大正震災志附図』、1926年。

		東京市内	東京府 (東京市を除く)	横浜市内	神奈川県 (横浜市を除く)	千葉県	埼玉県	静岡県	山梨県	計
一 等 局	全 焼 全 壊 半 壊	3		2	1					6
	小破及び無事	1				1	1	1	1	4
	計	4	0	2	1	1	1	1	1	11
二 等 局	全 焼 全 壊 半 壊	15			2					17
	小破及び無事	2 9	12		2	1	1	3		28
	計	26	12	0	4	1	1	3	0	47
特 定 三 等 局	全 焼 全 壊 半 壊					1				0
	小破及び無事				1	3	1			5
	計	0	0	0	1	4	1	0	0	6
普 通 三 等 局	全 焼 全 壊 半 壊	140	1 1	27 2	4 21	9	1	2		172 36
	小破及び無事	2 91	6 123	5 3	36 36	14 148	3 80	7 221	3 83	76 785
	計	233	131	37	97	171	84	230	86	1,069
各 府 県 局 計	全 焼 全 壊 半 壊	158 0	1 1	29 2	7 21	0 10	0 1	0 2	0 0	195 37
	小破及び無事	4 101	6 135	5 3	36 39	14 153	3 83	7 225	4 83	79 822
	計	263	143	39	103	177	87	234	87	1,133

(出所) 東京通信局『大震災記』より作成。

表2 関東大震災被災郵便局数一覧

		東京市内	東京府 (東京市を除く)	横浜市内	神奈川県 (横浜市を除く)	千葉県	埼玉県	静岡県	山梨県	計
通 信 局	死 亡	41								41
	重 傷	9								9
	軽 傷	15								15
	生死不明									0
	計	65								65
一 等 局	死 亡	100		131	1					232
	重 傷	14		10						24
	軽 傷	21		65	7					93
	生死不明	79		7						86
	計	214	0	213	8	0	0	0	0	435
二 等 局	死 亡	80	2	16	1					99
	重 傷	7	3	4	3					17
	軽 傷	47	1	4	10		3			65
	生死不明	7								7
	計	141	6	24	14	0	3	0	0	188
特 定 三 等 局	死 亡					3				3
	重 傷					2				2
	軽 傷				5	3	3			11
	生死不明									0
	計	0	0	0	5	8	3	0	0	16
普 通 三 等 局	死 亡	2		9	1					12
	重 傷				1					1
	軽 傷	11	2	7	16	9		4		49
	生死不明									0
	計	13	2	16	18	9	0	4	0	62
各 府 県 局 計	死 亡	223	2	156	3	3	0	0	0	346
	重 傷	30	3	14	4	2	0	0	0	44
	軽 傷	94	3	76	38	12	6	4	0	218
	生死不明	86	0	7	0	0	0	0	0	93
	計	433	8	253	45	17	6	4	0	701

(出所) 東京通信局『大震災記』より作成。

表3 関東大震災被災局員数一覧

明93名の701名に及んだ。

表4は関東地方の主要な郵便局（一、二、特定三等局）の被災状況を示したものであるが、これによると、やはり地震と火災により深刻な被害を受けた地域の郵便局が全焼していることがわかる。明治末期より東京市、横浜市、大阪市のような大都市では市域内に大規模郵便局（一、二等局）が近接して設置され、局同士が相互に複雑に結束した大都市型郵便ネットワークを構成し、市域内の商業地・工業地・住宅地の情報需要に対応していたが⁽¹⁵⁾、東京市内の一、二等局30局中18局、神奈川県下の一、二等局7局中5局が全焼したため、東京・横浜両都市の郵

被災状況		局名	被災状況		局名
通信局	全焼	東京通信局 工務課 同局 海事部 同局 経理課二長町分室倉庫 同局 通信講習所普通科	二 等 局	小破	三田郵便局 白金郵便局 四谷郵便局 早稲田郵便局 牛込郵便局 小石川郵便局 本郷郵便局 駒込郵便局 品川郵便局 渋谷郵便局 淀橋郵便局 巣鴨郵便局 王子郵便局 千住郵便局 亀戸郵便局 大森郵便局 中野郵便局 世田谷郵便局 八王子郵便局 川越郵便局 川崎郵便局 三島郵便局 沼津郵便局 銚子無線電信局 釧崎電信局
		東京中央郵便局 外国郵便課銭瓶町分室 同局 厩舎課二長町分室 東京鉄道郵便局（上野飯田町派出所共） 東京中央電信局（第一、第二別館及兜町蠣殻町分室共） 同局（浪花・銀座・下谷・芝・京橋・本所・神田・浜町・浅草・隅田分局） 横浜郵便局（本館・別館・外国郵便科分室） 横須賀郵便局			
		全壊			東京中央電話局（九段分局）
		半壊			東京中央電話局（四谷分局） 甲府郵便局
一等局	小破	東京中央電話局（小石川分局） 同局（高輪青山分局） 同局（牛込分局） 同局（養成課青山分室） 静岡郵便局 宇都宮郵便局 千葉郵便局 高崎郵便局 前橋郵便局	特定三等局	全壊	館山郵便局
		半壊			浦賀郵便局
二等局	全焼	麴町郵便局 九段郵便局 神田郵便局 日本橋郵便局 両国郵便局 京橋郵便局 逓信省構内郵便局 新橋郵便局 芝郵便局 葵町郵便局 赤坂郵便局 下谷郵便局 浅草郵便局 本所郵便局 深川郵便局 横浜長者町郵便局 神奈川郵便局 横浜桜木郵便局 横浜駅前郵便局 鎌倉郵便局 小田原郵便局	小破	小破	佐原郵便局 銚子郵便局 熊谷郵便局
		半壊			麻布郵便局 青山郵便局

（出所）東京通信局『大震災記』より作成。

表4 主要な郵便局（一、二、特定三等局）の被災状況

便ネットワークはことごとく壊滅した。電信の復旧が震災直後より始められたのに対し、地震および火災により、局内の重要書類や計器等機器類の搬出作業に追われ、さらには局舎が全焼した郵便局が多数あり、また担当する郵便区自体焦土と化してしまった地域がほとんどであったため、ポストや引受局で郵便物を預かり、各局を結ぶ郵便線路上を郵便物通送し、担当郵便区内の宛先まで配達する郵便業務の復旧には時間がかかった。

郵便業務の復旧がままならない状況の中で懸念されたのは、首都である東京が大災害に遭ったことにより、地方から大量の見舞状や救援物資を詰めた小包郵便物などが殺到することであった。実際過去の事例を見ると、明治24年10月28日に起きた濃尾地震の際に、被災地を含む名古屋監督区内の各郵便局では、震災後の取扱郵便物数が震災前に比較して引受・配達ともに大体3～4倍に増加したことが報告されている⁽¹⁶⁾。

そこで、逓信省は事前に手を打ち、各地逓信局に対し東京市内宛の見舞状や小包等の地方局引受を当分のうち見合わせるよう指示した。また、局舎はもちろん局が担当する郵便区全体が焼失しており配達が不可能となった地域もあるため、既に引受済みの郵便物や実在地に通送中の物は適当地に保管するよう手配した。

翌日4日、逓信省内に臨時応急委員会が設置され、通信に関して、①速やかに被害状況を調査すること、②震災地発着の公衆用通信はしばらく受付を行わないこと、③電信電話は第一に地方連絡の主要幹線を通ずること、④「罹災電報」の無料取扱等公衆の便宜を図り臨機の処置をなすこと、⑤罹災地域の事務再開を急ぐこと、⑥地方で停滞している通信の疎通を図ること、⑦郵便電信電話の取扱に制限を付し輻輳の緩和を図ること等が取り決められ、郵便・電信・電話の各事業で応急措置をとることとなった。

以後の通信事業に関する逓信省各部門の応急措置については表1に詳細を掲げているので、ここでは重要な項目を中心に取り上げることとしたい。

東京市内における郵便業務再開の準備が5日より始められた。同日に鉄道各線の被害状況が判明し、翌日より東京市内および近郊残存局の郵便取扱再開を決定し伝送便を設定した。東京市内では、震災による局舎の倒壊・焼失を免れた東京中央郵便局が伝送便の中心を担うこととなった。

9月6日、東京市の郵便業務が再開した。ただし、被災者より現状を地方へ伝える通信と行政上重要な通信を最優先したため、取扱局を市内近郊の倒壊・焼失を免れた一、二等集配局に限り、取扱範囲も①被災に関連するもので東京市内の官公署に発着する第一種・第二種普通郵便物、②被災者より地方に発する第一種・第二種普通郵便物、③官公署より被災関係以外に差し出す第一種・第二種普通郵便物（但し急を要するもので1通10匁以内のもの）、④官報、に制限された最小限度の復活であった。最初の伝送便は東京中央郵便局を起点として、本郷・小石川、牛込・四谷、青山、三田・麻布の4方面にまずオートバイを用い⁽¹⁷⁾、それより先は自転車によって残存局との連絡を図り、船便通送は各地への通送は芝浦港から清水港間の鉄道連絡船、鉄道通送は当日鉄道が日暮里まで復旧したことにより、青森方面および新潟方面への郵便物は日暮里より鉄道係員が大宮まで護送することとなった。翌7日には、東京中央郵便局が自転車による「行動郵便」を開始し、皇居前・日比谷公園等の避難民より郵便物引受を行った。

15 田原啓祐「戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題—埼玉県越生郵便局の事例より—」『郵政資料館 研究紀要』第3号、2012年3月、15頁。

16 「震災地に於ける郵便及電信(二)」『交通』第23号、1891年11月10日、95頁。

17 東日本大震災後の被災地においても郵便バイクが郵便配達に威力を発揮したことが報道されている（「郵便バイクは八王子ナンバー」『朝日新聞』(2011年4月8日朝刊)）。

8日には「行動郵便」の範囲はさらに拡大し、郵便運送自動車に局員数名が乗り込み、九段、上野公園、浅草、月島方面等焼失地を巡廻し、切手やはがきの売捌や郵便物引受をおこなった。

郵便業務が再開して問題となったのは、郵便切手類やはがきの供給であった。震災により大蔵省印刷局や製造元の工場が焼失したため、保管されていた大量の切手やはがきの在庫も焼失してしまい、切手類の供給が途絶したままではいずれ全国の郵便局で切手類が欠乏することが予測された。そこで7日、東京市内の各局に切手やはがきの買占行為を警戒するよう通牒し、同日に通信博物館において暫定切手発行のための協議を行い、5銭から20銭までの9種類の暫定切手を印刷局経由で民間印刷会社が製造することが決定した。9日には、低額切手用と高額切手用の図案2種が完成し、10日に通信省から印刷局へ発注された。暫定切手の製造は凸版印刷株式会社が受注し、実際の製造は大阪の精版印刷株式会社南工場で行われ、10月25日に発行された⁽¹⁸⁾。

被災者の中には、身一つで避難した者も多く、郵便物を差し出すのに必要な料金を持ち合わせていない被災者の事情を考慮する必要があった。そこで、被災者が差し出す私製はがきや4匁以内の有封書状は、切手を貼らずに「罹災通信」と記入すれば、受取人から料金を徴収する「罹災通信」制度が設けられた。それは9月9日に通信省令第58号の公布によって施行され、同日「罹災通信」のゴム判が出来上がり各郵便局に配布された。罹災通信は当時通信省通信局郵便課長を務めた高妻直道の回顧によれば9月6日に草案ができており、7日には「8日より実施の旨通信局へ通牒した」とある⁽¹⁹⁾。また、『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 郵便運送ノ部』には、「九月九日 東京中央局、大宮間ニ自働車往復便ヲ開始シ罹災関係通信ノ停滞ヲ一掃ス」⁽²⁰⁾とあることから、9日の通信省令に先行して実施された可能性がある。

「罹災通信」は11月1日まで取り扱われたが、実際の取扱数については非常時の対応ということもあり、詳細は明らかになっていない。9月20日の『読売新聞』の記事に、「十七日中央郵便局の取扱七一、五〇一通のうち無切手のもの四、二四七通あった」⁽²¹⁾とあり、この無切手の郵便物が罹災通信であると考えられる。

以上のように、震災後の郵便は、被災者より地方へ現状を伝える通信と行政上重要な通信を第一に取り扱うようにした一方で、被災地外から被災地への通常郵便はシャットアウトした。当時の神戸郵便局長江田節男は「東京府神奈川県宛のものは全然運送の見込立たざる折柄公衆は何の頓着もなく続々見舞状を差出し、又当局にて継送すべき神戸以西の局より差出の行囊は容赦なく到着し山積するに任すの外はなかつたが、公衆に対しては局前掲示なり、新聞を介して其の差立困難の旨を述べ、見舞状の引受中止を周知せしめたけれども、当時見舞状の差出数は平常郵便物の約三倍強の多きに達したのである。そこで引受中止を実行すると共に、既に引受済のものは一々附箋をして還付した」⁽²²⁾と述懐している。被災地の郵便局や郵便網が復旧を始めたばかりであり、宛先の家屋が地震や火災で失われ、被災者の避難生活が続いている状況では、致し方ない処置であったと思われる。

18 暫定切手（通称震災切手）発行や震災直後の通信事情については、郵趣の分野で詳細な研究が進められている。例えば、牧野正久『震災切手と震災郵便』（日本郵趣出版、1982年）、本池悟『関東大震災後の通信事情』、1997年など。

19 高妻直道「大震災裡の郵便事業」『通信協会雑誌』第183号、1923年11月1日、60～61頁。

20 通信省『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 郵便運送ノ部』（通信総合博物館所蔵、AK-A44/3-2）。

21 『読売新聞』（1923年9月20日朝刊）。

22 江田節男「関東震災に処して」『通信協会雑誌』第185号、1924年1月1日、73頁。

やがて鉄道の回復や連絡線による臨時便の増設に伴い、被災地内の郵便線路は徐々に復旧していった。11日に臨時応急委員会は廃止され、その事務は東京通信局に引き継がれたが、その後も復旧は進み、15日に通達された通信省告示第1427号により、震災地の郵便局において従来の事務取扱が困難な局については郵便事務取扱を停止するか制限を付けることとし、後者を「制限取扱局」と呼称し、取り扱う郵便物は①災害関係について官公署に発する第一種および第二種通常郵便物、②被災者より地方に発する第一種および第二種通常郵便物、③被災地の各官公署より地方に発する第一種および第二種通常郵便物で急を要するもので重量10匁未満のもの、④官報、⑤東京市内在の「制限取扱局」間相互に発する第一種および第二種郵便物に限られ、郵便物は郵便局窓口には差し出されたもののみを取り扱い、受付時間は午前8時より午後5時までとすること等が定められた。

その後16日には本所郵便局が業務を再開し、これにより東京市内の集配局全てが復活した。「制限取扱局」の制限事務取扱は徐々に解除され、22日には被災地宛の第一種、第二種通常郵便の引受を再開し、郵便業務の応急措置は25日頃をもって一段落した。もっとも無集配普通三等郵便局の多くはこの時点でも休業が続いていた。三等局の多くは、局長の自宅を局舎として提供したものであり、地震や火災により自宅や私財を失った普通三等局長にとって局舎を再建することは途方も無いことであったと想像される。東京・横浜両市内の被災各局再開日については本池悟による詳細な調査があり、これによれば、被災した普通三等局の再開はほとんどが10月末(27~30日)に集中している⁽²³⁾。震災2か月後となる10月30日までに再開できない場合、三等局の資格を失ってしまうため、形式的に再開という形をとった局が少なくなかったためと考えられる。

被災者から地方に住む親戚や知人に宛て郵便物を差し出すことは、東京中央郵便局を起点とした「行動郵便」や被災者の連絡を重視した「罹災通信」によって実現したが、避難所に居る被災者への返信等の配達については対応が遅れていた。日比谷公園内には約1000戸のバラック、宮城前広場には約600戸のテントができ、それらには番号が付けられていたが、テントの借家人がいつの間にか断りもなくどこかへ引っ越していく事が間々あったため、配達するたびに避難所内を探し回ったり食糧配給を担う世話役に問い合わせたりするなどずいぶん苦労したようである(写真2)⁽²⁴⁾そしてこの時期「行動郵便」、「罹災通信」だけでは充分に行き届かなかった部分を民間による通信活動が支えたことも無視できない。関東大震災に際し、東京帝国大学、東洋大学、第一高等学校の学生等が中心となって、未弘巖太郎・穂積重遠両法学部教授を推して東京帝国大学学生本部内に東京罹災者情報局が設けられた。東京罹災者情報局は、東京市や区役所、警察と協力して、避難者や死亡者、迷子などの調査や炊き出しなどの救助活動を行う一方で文書通信も取り扱い、その数量は9月15日~10月19日の間で受信3万5088通、発信3万6931通に及び、被災時にあってまさに



写真2 被災地(日比谷公園内避難所)への郵便配達(大正12年)(通信総合博物館所蔵)

23 前掲、本池悟『関東大震災後の通信事情』、114~115頁。

24 内藤勝造「災後の郵便」『通信協会雑誌』第185号、1924年1月1日、26~27頁。

郵便のような役割を果たしたのである⁽²⁵⁾。

電信の復旧についても、応急委員会設置後に早速行儀が進められた。

東京市内の電信事業の中核を担う東京中央電信局は当時日本橋区の江戸橋橋畔に置かれていたが、関東大震災により局舎が半壊のち消失したため、通信線はすべて不通となっていた。4日に中央電信局の仮事務所を中央郵便局の小包課内に設置し、翌5日より官報の一般受付を開始、さらに6日より被災者の公衆電報無料取扱開始が決められた。この罹災電報は、全ての電報は発信人の危険負担によること、官報は災害の応急措置や公安維持に直接関係あるもの、私報は被災者が被災に関して発するもの、新聞電報は300字以内1日2回に限るもの、暗号電報は取り扱わないこと等受付制限が定められていた。

翌5日、「災害地ニ発著スル電報取扱方ノ件」が告示され、6日より無料電報の受付が始まることが公表されたことにより、翌日被災市民が電信の利用を求めて殺到することが予想されたため、局側は周到な準備を行った。電報受付整理のために当日軍より兵員60名が来援することが4日の時点で決まっていた。また、千住局は事務の激増を予想して局の向かい側の家屋を借り入れし、東京中央電信局員数名や工務課試験係員らは前夜に当直するなどして明日の通信取扱に備えた。また、大阪中央電信局や仙台、佐世保、長崎、熊本、札幌各局より続々と応援が到着していた。

郵便と比較して速報性を有し、頼信紙に被災者の状況を簡潔に伝える一文を記すだけで済む電報を無料で発信できることは、地方に住む身内への連絡手段を求めていた被災者にとって、まさに旱天の慈雨を得た思いであったことだろう。6日、取り扱いを開始した局では、予想通り郵便と電信の利用を求めて被災者が殺到した。現場の混乱が予想され、兵員まで用意した取扱開始であったが、被災者の態度は概ね平静であったようである。当時の東京郵便局長内藤勝造は「局前に列を作る人幾千蛇々として長蛇の如く、堵列は局の出入を困難ならしめた。併し此列に在る公衆が比較的静粛であつたのは又珍らしき現象であつた。平生ならば到底制止得べからざる群集なるに、自ら列を成し順次に進むの光景は悲みに充たされた感嘆であつた。事態は凡ての人を真剣ならしめ、総ての人を真面目ならしめた」⁽²⁶⁾と、当時の状況を振り返っている。

電報頼信紙は用を足せば正規のものに限らなかったもので、紙片やタバコの空箱等に記載したものであっても届先が判明する限りそのまま受け付けた。当日は被災者が殺到し、開通していた回線だけでこれら全ての電報を送信することは不可能だろうと予想されたので、受け付けたものは区分して千住・清水行の軍艦・所沢飛行便・大阪直通線に委託することが事前に取り決められていた。初日の引受数は約22万9000通を計上したが、このうち近畿以西方面宛の電報約10万通は大阪中央電信局の局員が同日夜に携行して大阪へ帰還した。当時通信省通信局電信課の法規係長を務めていた土肥友二が評したように「全く郵便と電信の合いの子というところ、非常の場合における異例の風景」⁽²⁷⁾であった。7日には横浜においても京浜神奈川駅待合室を受付所として無料電報の引受を開始した。2日目（7日）の引受数も約14万8000通を計上した。関東大震災により全壊・半壊・消失・流失埋没等被害を蒙った住家総数は37万2659棟であり⁽²⁸⁾、大体の被災世帯数と考えれば、初日と2日目の電報引受数の合計とほぼ同じぐらいとなる。基本的に無料電報の利用は1日1人1通に限られていたことからすれば、ほとんどの被災世帯が

25 通信外史刊行会編『通信史話 上』社団法人電気通信協会発行、1961年、369頁。

26 内藤勝造「通信省仮事務所を設置した中央郵便局」『通信協会雑誌』第183号、1923年11月1日、79頁。

27 土肥友二「浜離宮から中央郵便局まで」（前掲、通信外史刊行会編『通信史話 上』、380～381頁）。

28 寺寄弘康「関東大震災と復興」（前掲、北原糸子編『日本災害史』、334～335頁）。

まず1通の電報を各地に出すことができたと考えられる。無料電報は、10日で廃止され、翌日より有料取扱となった。10日までの5日間の無料電報引受数は約50万通におよび、被災者の緊急連絡に大いに貢献したのである。

その後、東京市内における集配郵便局全ての再開に伴い、17日に東京市内宛での電報引受を開始し、20日には被災地域内宛の一般私報電報の配達が復活した。10月1日には私報の電信機による発信がほぼ復活した。

電話事業は他の通信事業と比較して特に被害が甚大であった。東京中央電話局本局をはじめ丸の内、浪花、浜町、堀留、銀座、京橋、神田、下谷、浅草、芝、本所の各分局が焼失し、残存したのは高輪、青山、四谷、牛込、小石川のわずか5つの分局のみであった。市内総加入者でいえば、8万3079名のうち、63%に相当する5万2944名が焼失したことになる。横浜市に至っては、横浜中央電話局と長者町分局をはじめ交換局が全滅したために、加入者約1万482名中9840名とほぼ全滅といえる94%が焼失した⁽²⁹⁾。しかし、郵便局において最も重要な書類とされる加入者原簿と加入申込者原簿は、各局職員によって即座に搬出され、猛火に追われ避難を重ねながら守り通された。

陸軍の支援により、各省と軍官衙、警視庁、府庁、市区役所等へ軍用直通電話は1日には既に架設したが、市外通話の復旧は5日に至り、東京中央郵便局内に小市外台を設置し臨時市外通話所を仮設し、大阪、名古屋、新潟、長野、長岡、高崎への公衆通話の回線を収容することによって、ようやく通話が実現した。復旧当初の通話回線はかなり貴重なものであったため、取扱時間は昼夜無休であったが、通話事項は直接救護に関するものに限定され、通話時間は1回3分、相手方は電話加入者であること、通話種別は普通報のみと限定されたものであった。6日以降、回線を各地に拡張し臨時市外通話所へ単式交換機7台を設置するなど、回線の延長および増強を図り、15日には東京市内の残存した二等局10か所に市外通話の通話所を設置するに至った。しかし局舎が焼失した地域の電話の復旧は容易ではなく、非加入者の電話通話の手段は、中央郵便局ほか数か所の郵便局窓口の臨時通話所に限られていたため、通話所は混雑し、いまだ不便な状態が続いていた。一般非加入者の市内外通話を取り扱う被災市内臨時通話所については、震災より2ヶ月半後の11月16日ようやく兜町臨時通話所が設置された。その後東京市内の臨時通話所は翌年5月31日までに34か所設置された。

逓信省は被災直後より現状を探りつつ、即座に対策を決定し、実施の指揮に当たった。そして現業を担った各郵便局長や職員たちは、自身が被災者でありながらも過酷な状況の中で昼夜を分かたず応急措置に当たり、通信の回復に尽力したのである。

C 郵便貯金の非常確認払

地震後に発生した火事により逓信省構内にあった貯金局の局舎は焼失した。当時の貯金局は原簿所管庁の事務も取り扱っており、局舎のみならず618万におよぶ口座の貯金原簿をはじめ一切の書類までが焼失してしまった。そのような状況下にあっても市中の銀行は地震直後より一斉に休業したままであったため、被災者のための貯金の払い戻しは急務であった。そこで、貯金局は9月3日から同月30日まで郵便貯金の非常確認払を実施した⁽³⁰⁾。当初は東京府内の焼失を免れた一、二等局の13局で実施され、払戻は1日1回とし、金額は当初の資金の関係上

29 逓信省編『逓信事業史』第4巻、逓信協会、1940年、643～644頁。

30 非常確認払は当初3日間に限って取り扱われる予定であったが、その間被災者が殺到し、一向に確認払の請求が治まる気配がなかったため、一旦取扱期間を9日まで延長し、さらに30日迄継続することとなった。

通帳を所有するものに対しては30円、所有しないものに対しては10円を限度とすることが決められた。また払戻は通帳交付局以外でも受けることができた。その後取扱範囲は東京通信局管内の各郵便局まで拡大し、通帳と印章を所有するものに限り1日1回100円までを払い戻せることとした。表5は、郵便貯金非常確認払取扱高を府県別に示したものである。通帳による払戻は13万2413口で金額は485万9100円、通帳なしによる払戻は2万2818口で金額は22万315円を計上した。特に深刻な被害に遭った東京市内や神奈川県の手続きが多く、神奈川県の場合は通帳なしによる払戻が通帳による払戻の2倍あった。

非常確認払が応急委員会設置よりも早い3日に実施できたのは、過去の経験によるところが大きい。天災等非常時において、一般の手続によらない特別な方法によって取り扱いをすることについて初めて成文化されたのは、明治26年10月20日に公布された通信省令第17号であった。この省令によって「郵便貯金条令施行細則」に「第五十一条 天災其他非常ノ場合ニ於テハ特ニ本則ニ定メタル手続ヲ省略シテ取扱ハシムルコトアルヘシ」が追加された⁽³¹⁾。さらにそれ以前に、明治24年10月28日の濃尾地震当時に通信省吏員を派遣して貯金払戻を執行して被災者の便宜を図った旨の記録がある⁽³²⁾。明治38年5月19日に公布された通信省達第322号（「郵便貯金取扱規程」）では、「第三章 払戻」に「第六節 非常払戻」を設けて非常払戻について定められた⁽³³⁾。地震から僅か2日後に実施することができたのは、濃尾地震時の経験によるところが大きいと思われる。

従来の非常確認払では通帳を所有しない者については貯金原簿と対照して行われるが、関東大震災に際して実施された非常確認払は、原簿所管庁も多数の預入局も貯金原簿を焼失したために貯金原簿の対象を省略して単に相当な証明を行ったのみであった。通帳や印鑑がなくても払い戻すことができる非常確認払について、申告書の記入用式には悪質者の便乗をなるべく防ぐようなものを用い、申告書は本人が出頭して提出させ、その際各人には少なくとも15分以上面接して収入や言動態度等参考事項を聴取する等の工夫がこらされたが、不明の分は申告者の「良心」に訴えることになった。もっとも払戻額の上限は適当に設定されたものではなく、貯金局のこれまでの経験に基づいて計算されたものであった。当時貯金局集計課長を務めた藤原保明

(金額は円)

府 県	取扱郵便局数	通帳による払戻		通帳なしによる払戻	
		口 数	金 額	口 数	金 額
東 京 府	39	123,881	4,561,445	8,535	80,376
(東 京 市)	21	91,867	3,524,738	6,453	60,775
(東京郡部)	18	19,601	1,036,707	2,082	19,601
神 奈 川 県	26	7,327	269,707	14,049	137,395
埼 玉 県	12	979	22,861	120	1,161
千 葉 県	3	26	447	25	539
静 岡 県	8	200	4,640	89	844
5 府 県 計	88	132,413	4,859,100	22,818	220,315

(出所) 通信大臣官房文書課編・発行「大正十二年 震災写真帖」、1928年、附図より作成。

表5 郵便貯金非常確認払取扱高

31 『通信公報』第942号、1893年10月21日。

32 郵政省貯金局監修『為替貯金事業百年史』郵便貯金振興会発行、1983年、458頁。

33 『通信公報』号外、1905年5月19日。

は、「集計課では以前から貯金奨励の資料として毎月全国の預金者数、預金額、一人平均等の郡市別の統計表を作っていたが、…(中略)…申告者の一人平均は九十五、六円見当だろうと推定」しており、翌13年1月時点の一人当たりの平均申告額が95円60銭で正しく的中していたことから、「私はこの輝かしい結果を見て人はまず信ずべきものであると思った」⁽³⁴⁾と回顧している。非常確認払を開始した当初は被災者が各取扱局に殺到したが、深刻な事態が生じることにはなかった(写真3)。非常確認払いの実施について、答辞の新聞は「貯金局の大英断」と評し⁽³⁵⁾、貯金局も後日「斯く救急措置を採つたことは罹災者をして郵便貯金の如何に信頼すべく、且親切丁寧、簡易確實本位であるかを深く印象づけたことは想像以上であつた」⁽³⁶⁾としている。



写真3 震災直後の貯金非常取扱受付状況(東京中央郵便局、大正12年)(通信総合博物館所蔵)

D 簡易保険の非常局待払

震災当時、簡易保険局は、庶務・監督、規画、積立金運用の4課が通信省構内にあり、契約、支払、経理、第一原簿、第二原簿、医務、統計の6課は芝浦の仮庁舎に置かれていた。震災により、通信省構内の4課は焼失したが、芝浦の仮庁舎は隣家まで延焼し、一度は庁舎にも一旦火が付いたが消火することができたので、保険申込書、保険料、徴収原簿等の保険契約関係書類は無事であった。

局舎や保険局職員、物品や資料等の被害は大きかったが、東京市には約30万人の簡易保険加入者がおり、被災者の困窮を救済することが急務であった。仮局舎の局員は、仮局舎の片付けをする一方で、簡易生命保険非常取扱規則を設け、9月5日より11月5日までの期間、芝浦簡易保険局構内に設置した東京中央郵便局出張所において保険金、還付金、契約者貸付金の非常局待払の取扱を開始した。周知のためにビラや自動車も用意された。非常局待払を開始した当初は、毎日1000人以上の請求者が殺到し、その中には保険証書や領収帳を失った者が多かったため、保険証書の記号番号の確認、契約受持局等の確認がなかなか取れず、契約原簿との照合には困難を極めた。非常局待取扱による支払高は、全体で2731件、金額は34万49円54銭であった。そのうち保険金支払高は、2304件、金額は33万6260円81銭、1件あたりの平均額は145円94銭であった⁽³⁷⁾。

また、被災した契約者の保険料払込については、通常の払込猶予期間2か月のほか、大正12年9月1日より翌13年3月末日までの間の保険料払込については、3か月以内延滞料を徴収しないとする特別払込猶予期間を設定して契約の維持に努めた⁽³⁸⁾。

34 藤原保明『罹災貯金の申告払』(前掲、通信外史刊行会編『通信史話 上』、392~393頁)。

35 「通帳や印鑑が無くても払戻す 預金者が必要なだけ一貯金局の大英断」『東京日日新聞』(1923年9月26日)。

36 通信省貯金局『六十年間における郵便貯金経済史観』、1935年、113頁。

37 通信省編『通信事業史』第5巻、通信協会、1940年、540頁。

38 通信省令第71号(大正12年10月2日)の第二条。

3 関東大震災が通信事業に及ぼした影響

(1) 関東大震災後の通信事業の善後策

前章で見てきたように、関東大震災は東京市内、神奈川県横浜・湘南地方、千葉県房総地方の通信事業に甚大な人的・物的被害を及ぼしたが、通信の早期復旧は急務であり、震災直後より各部局において一斉に復旧活動を再開した。

建築材料、事業用諸物品および材料等については地方部局より輸送を依頼し、事業の応急善後策を立てて着々と実行していった。応急費の予算については、全部取りまとめたの要求は困難であったため、出来次第要求するという形をとった。

通信事業の被害額を見ると、調度事務関係の被害額（事業事務用品在庫品、印紙切手はがき類在庫品等消耗品の損失）は約1140万円、通信省所管設備の被害額（建物や付属工作物、船舶、電信および電話線路、器具機械類、消耗品、工事材料費、切手はがき類）は6135万円に上った。そのうち建物や付属工作物が979万円、電信電話線路が1234万円、器具機械類が2475万円と全体の7割を占めていた。調度事務関係と設備の被害を合わせた通信事業の被害総額は7275万円に及んだ。

そこでまず通信省所管設備の復旧のために、通信省、貯金局、各郵便局・電信電話局等焼失倒壊した建物のうち至急建設を要する建物の跡地整理と仮局舎等の新築費用、次いで通信官吏練習所や通信講習所、商船学校等の仮建築費、そして電信電話の線路機械復旧費用、事業用諸物品費用等を要求した。

また、震災後の混乱により日本銀行の会計処理が混雑状態にあり、東京市や横浜市など都市の大部分が焼失したことにより諸物品や材料が不足していたため、震災応急に関する会計事務の処理については会計規則の例外として取り扱われた。工事要所物品の供給等はほとんど随意契約によって実行され、応急費の支出は通信省および東京通信局に数人の臨時現金前渡官吏を置いて、小口のもの全部現金で支払い、俸給や給料も大蔵省令に基づき前払いをする等の応急措置によって対応した。その費用は、既に成立した予算に新たに震災応急費2936万円（臨時部）を加えるという特例によって生まれ、そこから支出されることとなった。応急費は総て予算支出として第二予備金や国庫剰余金より出された。

本格的な通信事業の復興計画が提出されたのは、大正13年6月11日に加藤高明内閣が組織されてからであった。通信大臣には第2次山本権兵衛内閣時代にも務めた犬養毅が再度就任した。同月25日には第49回帝国議会在が招集され、都市復興費の追加予算および震災復旧に要する経費を要求した大正13年度追加予算が提出され採決された。

表6は被災地における通信事業の復興計画の総費用をまとめたものである。各部門とも2～6年の年度割りによって復旧に当たることが定められた。

電信電話施設については、なるべく速やかに復旧を完了させることを目指し、3か年度間で復旧が完成するよう計画が立てられた。特に、通信線の全通は大正14年度までに完了し、15年度は整理工事に宛てられるよう計画されていたため、総費用9040万円のうち、半額の4522万円が14年度に充てられた。当時通信省は欧米各国の電話事業に関する調査を進めており、調査の結果従来の手動式のままで将来加入者が増加した場合に交換作業能率の低下、年経費の増加、電話交換手の採用難、土地建物にかかる費用の増加等の不利益が生ずることが懸念されていた。そのため東京・横浜両市の電話事業復興に当たっては、自動交換方式という新規の技術が採用された。最初に発案したのは、通信省通信局工務課長の稲田三之助技師であり、未だ電話事業の復興の目途の立っていない9月中旬に発案された。そして9月23日付で東京通信局長宛に通

(単位：円)

費用項目	総額	支出年度割					
		大正13年度	大正14年度	大正15年度	昭和2年度	昭和3年度	昭和4年度
郵便電信施設費	90,400,000	29,541,560	45,223,940	15,634,500	0	0	0
郵便局舎その他新営費	35,456,628	2,256,628	7,500,000	7,200,000	7,000,000	6,000,000	5,500,000
航路標識復旧費	507,000	207,000	300,000	0	0	0	0
貯金原簿その他復旧及び整理費	3,060,000	1,525,000	1,535,000	0	0	0	0
物品購買その他設備復旧費	17,720,000	5,620,000	6,200,000	2,200,000	1,700,000	1,000,000	1,000,000
合計	147,143,628	39,150,188	60,758,940	25,034,500	8,700,000	7,000,000	6,500,000

(出所) 通信省編『通信事業史』第7巻、通信協会、1940年。

(注) 大正13年6月に議会で提出された予算案であるため、原史料では昭和2年度以降の年度は「大正16年度」「大正17年度」「大正18年度」と記されている。

表6 震災復旧および新営費の総額および各年度割費

牒（話第3010号「東京市内電話交換復旧方針並びに順序の件」）が発せられ、明後日（25日）の大阪朝日新聞に早くも取り上げられるほど注目された。翌年7月には自動交換機の第1回講習会が芝公園の通信官吏練習所で開かれ、第1期工事（京橋・本所・下谷・神田・茅場町・九段）の分の自動交換機を海外に発注することとなった。購入契約額（大正14年納入）は814万円におよぶ高額なものであった。大正14年4月より自動交換機据付工事を本格的に開始し、半年後には自動交換工事がほぼ完了した。そして翌15年1月に初めて自動交換機を採用した京橋分局と本所分局が開局した。同年3月には東京市内の下谷、神田、茅場町の3局、横浜市内の横浜局、横浜長者町局の2局でも電話加入者が自動式に切り替えられた。ちなみに世界各国で用いられていた自動電話交換方式はスイッチの運動や中継線の選択方法によって3種に大別され、日本では長い歴史を持ち広く普及し、動作や保守の点で信頼され、耐震に優れた構造であるステップ・バイ・ステップ式が採用された。ステップ・バイ・ステップ式にはストロージャ式（当時世界の自動交換様式の6割以上を占める）とシーメンス式（ストロージャ式から派生し、主にヨーロッパで採用、ストロージャ式に次いで普及）の2種類があり、東京市内5局の自動交換機は6数字のストロージャ式でイギリスのATM社製、横浜市内の自動交換機はシーメンス式でドイツのシーメンス・ハルスケ社製が採用された。自動交換機の採用にあたり、技師は新たな技術訓練を必要とすることになり、一方利用者にも電話のかけ方を案内するために事前にパンフレットの配布や講演会・活動写真による宣伝を行うなど多くの労苦があった。また、電話番号を変更する不便もあった。その際電話帳の記載も従来のいろは順・縦書きから五十音順・横書きに一新され、現在の電話帳に近い形になった⁽³⁹⁾。

焼失した被災地郵便局舎等については、応急措置として大正12年度の震災応急費中532万円を用いて仮事務所が建てられ、とりあえず郵便局事務は再開していた。事業上また衛生上から見ても速やかに新局舎を建築することが望まれたが、財政上の都合により、6か年度間かけて順次復旧していくこととなった。

震災によって倒壊・損傷した灯台17か所については、大正12年度に応急費3万1000円によって仮灯を設置する措置が取られたが、船舶の安全な航行を図るために早急の復旧が求められたため、航路標識復旧費が組まれ、2か年かけて復旧された。

39 自動交換機導入の経緯については、日本電信電話公社東京電気通信局編『東京の電話・その五十万加入まで 上』（社団法人電気通信協会発行、1958年、538～606頁）が詳しい。

また、震災によって貯金局が保管する貯金原簿や管船局が保管する船員原簿が焼失したため、これら原簿を早急に整理、復旧する必要があった。大正12年度は無通帳の申告分に対する確認作業に尽力し、13年度以降2か年度かけて貯金原簿や船員原簿の復旧を完了させる計画を立てた。貯金原簿復旧については各年度150万円ずつ、船員原簿復旧については13年度に2万5000円、14年度に3万5000円がそれぞれ割り当てられた。焼失した貯金原簿の復旧と通帳の再交付は実に困難を極めたが、大正13年度に焼失原簿の3分の2に相当する344万4000口座が復旧された。復旧作業は昭和7年まで続けられ、累計して468万5000口座（焼失口座の76%）まで復旧した⁽⁴⁰⁾。

通信省をはじめとする諸庁舎や局舎および倉庫の焼失による器具器械類の設備や諸物品の損失額は莫大であり、事務復旧後即座に必要なものは、12年度の応急費940万円の支出によって供給されていたが、それ以外の物品や在庫品については財政逼迫により、向こう6か年度の間順次支給されることとなった。もっともその復旧は迅速に進められるよう、最初の3か年度で全体の78%の費用が充てられるよう計画された。

被災地における通信事業復興は、総額約1億5000万円におよぶ費用を費やし、急速に進められた。しかし、大正9年の大戦ブームの反動恐慌以降、国内景気の沈滞ムードは続いており、さらに関東大震災が与えた被害によって、経済は一層深刻な不況に見舞われた。震災前の大正11年6月に成立した加藤友三郎内閣の頃からすでに行財政の整理が進められたが、本格的な震災復興に当たった第一次加藤高明内閣の時期には復興にかかる臨時費増加のあおりを受け、通信省職員の人員削減をはじめとする経費節減政策が推し進められることとなった。同時期の通信事業収支（経常部）は黒字幅を維持したが、一方で経費節減に伴う郵便局のサービス低下や三等郵便局局員の待遇悪化という歪みも生じていた⁽⁴¹⁾。通信省の事業運営の見込みが立たないと憂慮した当時の通信大臣犬養毅は、郵便料金の値上げを画策し、浜口雄幸大蔵大臣や加藤高明総理大臣に談判するが賛同を得ず、農商務大臣高橋是清に料金値上げに協力するよう要請する旨の書簡まで送っているが⁽⁴²⁾、緊縮財政政策を実施している当時の政治情勢下での料金値上げは到底受け入れられないものであった。

(2) 関東大震災前後の郵便および電信利用の推移

関東大震災は通信利用にどのような影響を及ぼしたのか。以下では郵便、電報、貯金、簡易保険の順に、震災前後でどのような変化があったのか、統計資料から検討してみたい。

表7は関東大震災前後の郵便物数および電報発受信数の推移を関東地方は府県別に、他の地域は通信管轄区別に示したものである。まず郵便物数についてみると、震災前の大正11年度と比較して、翌12年度の数値は大きく減少している。特に震災の被害が大きかった東京府では引受数が約2億1049万通、配達数が約1億1920万通、神奈川県では引受数が3754万通、配達数が3133万通減少しており、2府県の減少が東京通信管轄区域全体の減少にも大きく影響を及ぼしている。もっともこの時期は、他の地域の郵便物数も軒並み減少しており、全体の引受数は4億4751万通、配達数は3億3537万通も減少している。震災による郵便利用の落ち込みが単に被災地にとどまらず、全国にも波及しているように思われる。しかし大正13年度には状況が一変する。震災による被害が広範に及ぶ神奈川県を除き、関東地方の郵便物数は、引受・配達ともに11年度の水準まで復帰した。特に東京府の早期の復帰は目覚ましい。関東地方の復興ムー

40 前掲、郵政省貯金局監修『為替貯金事業百年史』、466頁。

41 前掲、田原啓祐「戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題—埼玉県越生郵便局の事例より—」、25頁。

42 「高橋是清宛犬養毅書簡（大正13年12月4日）」（通信総合博物館所蔵、2802-0852）。

(1) 郵便物数

		大正11年度		大正12年度		大正13年度		大正14年度	
		引 受	配 達	引 受	配 達	引 受	配 達	引 受	配 達
東京通信管轄区域	東京府	863,174,995	643,695,949	652,680,256	524,489,126	824,182,475	651,210,282	874,242,443	646,961,076
	神奈川県	110,117,997	110,870,763	72,570,035	79,545,630	89,205,312	97,920,262	95,712,546	104,413,610
	埼玉県	40,981,331	46,897,696	39,024,476	42,445,728	40,553,902	47,787,056	44,938,988	52,442,428
	群馬県	49,190,255	49,587,670	45,506,268	49,309,921	50,885,745	54,779,640	47,762,415	54,558,658
	千葉県	60,428,175	65,331,953	57,067,318	59,058,869	63,556,552	68,335,973	60,571,116	69,975,576
	茨城県	49,879,407	58,483,080	51,529,708	58,834,583	60,446,830	69,436,594	58,886,174	67,406,955
	栃木県	45,293,851	48,488,830	41,350,111	45,358,108	43,489,190	48,273,311	43,365,805	49,188,457
	静岡県	86,601,377	97,557,954	91,947,919	96,858,474	102,099,073	108,796,038	105,552,137	122,269,332
	山梨県	35,802,516	37,279,516	3,409,764	37,229,071	35,634,053	39,838,864	37,976,032	37,925,592
	計	1,341,469,904	1,158,193,411	1,055,085,855	993,129,510	1,310,053,132	1,186,378,020	1,369,007,656	1,205,141,684
札幌通信管轄区域	168,685,516	187,239,843	167,554,930	184,466,817	172,111,548	189,205,189	179,525,323	197,545,760	
仙台通信管轄区域	349,861,891	403,730,775	318,134,590	369,944,602	338,624,308	400,112,146	345,777,272	410,577,629	
名古屋通信管轄区域	444,536,087	470,113,761	408,701,432	436,847,101	436,942,687	472,156,388	462,385,805	506,187,530	
大阪通信管轄区域	948,974,921	890,245,079	896,473,774	847,413,016	997,072,008	941,140,611	1,020,405,144	968,301,377	
広島通信管轄区域	427,332,967	489,991,462	416,204,551	463,311,146	441,168,324	485,676,449	457,610,221	493,306,331	
熊本通信管轄区域	446,096,744	495,302,326	417,294,838	464,329,054	424,060,945	485,117,690	434,698,257	489,111,899	
合 計	4,126,958,030	4,094,816,657	3,679,449,970	3,759,441,246	4,120,032,952	4,159,786,493	4,269,410,278	4,270,172,210	

(2) 電報発着数

		大正11年度		大正12年度		大正13年度		大正14年度	
		発 信	受 信	発 信	受 信	発 信	受 信	発 信	受 信
東京通信管轄区域	東京府	8,997,518	8,722,064	7,355,341	4,629,137	9,380,137	8,870,692	9,352,756	8,765,184
	神奈川県	1,938,957	1,798,552	1,496,986	1,313,590	1,872,979	1,693,422	1,819,697	1,650,673
	埼玉県	439,145	512,559	398,481	469,261	469,771	547,103	486,297	563,981
	群馬県	526,691	558,100	552,998	564,860	571,608	605,125	570,774	597,559
	千葉県	726,186	1,035,307	684,581	897,183	767,715	1,096,982	748,728	1,102,537
	茨城県	673,640	819,024	674,753	780,590	722,794	900,822	695,857	870,732
	栃木県	541,276	570,968	553,488	562,010	563,122	558,138	530,893	559,467
	静岡県	1,593,745	1,865,784	1,532,893	1,833,901	1,606,484	1,935,213	1,576,852	1,933,123
	山梨県	368,705	407,089	379,865	409,886	403,188	434,162	390,498	427,714
	計	15,805,863	16,289,447	13,629,386	11,460,418	16,357,798	16,641,659	16,172,352	16,470,970
札幌通信管轄区域	5,978,352	5,925,738	5,741,394	5,795,742	5,772,544	5,841,750	5,808,497	5,797,466	
仙台通信管轄区域	7,192,899	7,442,663	7,089,401	7,327,510	6,957,348	7,230,931	6,864,501	7,273,328	
名古屋通信管轄区域	7,711,745	8,005,893	7,937,994	8,188,544	7,740,943	8,036,921	7,684,330	8,052,360	
大阪通信管轄区域	15,044,447	15,036,056	15,591,210	16,041,999	15,394,419	15,500,129	15,424,340	15,524,849	
広島通信管轄区域	7,685,712	7,994,282	7,863,661	8,224,661	7,649,008	8,004,845	7,258,106	7,751,010	
熊本通信管轄区域	10,159,346	10,324,315	10,050,254	10,251,078	10,090,013	10,099,764	9,683,831	9,870,255	
合 計	69,578,364	71,018,394	67,903,300	67,289,952	69,962,073	71,355,999	68,895,957	70,740,238	

(出所) 通信省編『通信統計要覧』(大正11年度～大正14年度)より作成。

(注) 各地通信局の管轄区は以下の通り。札幌通信管轄区(北海道)、仙台通信管轄区(宮城・新潟・福島・岩手・青森・山形・秋田)、名古屋通信管轄区(愛知・三重・岐阜・長野・福井・石川・富山)、大阪通信管轄区(大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山・徳島・高知)、広島通信管轄区(広島・鳥取・島根・岡山・山口・香川・愛媛)、熊本通信管轄区(熊本・長崎・福岡・大分・佐賀・宮崎・鹿児島・沖縄)。

表7 関東大震災前後の郵便物数および電報発受信数の推移

ドに連動するかのようには他の地方の郵便物数も11年度の水準あるいはそれ以上に増加した。

一方、電報発着数に注目すると、大正11年度と比較して、やはり12年度は全体として減少している。被災地を含む東京通信管轄区域の電信利用は、発信・受信ともに大幅に落ち込んだが、他地域の動向を見ると郵便物数とは異なる傾向が見られる。札幌・仙台・熊本通信管轄区域の電報発受信数は微減した一方で、名古屋・大阪・広島の各通信管轄区域の発受信数は増加している。郵便と電報の利用数の動向が異なるのは、郵便と電報の両通信の用途の違いによるものである。それほど緊急を要しない通信のやりとりに用いられる郵便の場合は、災害や景気の後退に影響を受ける傾向にあるが、電報のように速報性を持つ通信の場合、災害時に外部との連絡を求めて需要が急増する傾向がある。実際、大阪中央電信局の調査によると、震災のあった大正12年9月上旬には一日平均電報取扱数(発受信合計)は19万通に及んでおり、前年の同時期の数値を10万通近く上回っている⁽⁴³⁾。翌13年度になると、東京通信管轄区域の電報発受信数がほぼ11年度の水準にまで復帰した。神奈川県を除く全ての府県で大正11年度の数値以上に電報利用数が増加したためである。全国の合計を見ても、大正13年度の電報取扱数は11年度の水準にまで復帰しているが、この増加は関東地方の電信復旧に伴う増加によるもので、他の通信管轄区域を見ると、12年度に取扱数が増加した名古屋・大阪・広島の各通信管轄区域は発受

43 通信大臣官房文書課編・発行『大正十二年 震災写真帖』、1928年の附図「大震災ト電信」(大阪中央電信局調)。

信ともに減少し、他の区域はほぼ横ばいで推移している。震災による混乱が落ち着き、復興が進むにつれて電報による急報のやりとりも減少したためと考えられる。

次に郵便貯金について見てみよう。**表8**は関東大震災前後の東京通信管轄区域内の一、二等局の郵便貯金取扱口数の推移を示したものである。残念ながら金額の動きに関する情報は得られないが、預入と払戻の口数および新規預入人数の変動を知ることができる。震災前の大正11年度と震災後の大正12年度の変化に注目してみると、横浜市内の局の全て、東京市内の多くの局で預入口数の減少が目立つ。特に震災によって全焼した局の減少は著しく、通信省構内局は約3分の1、横浜局は半分以下に減少している。被災地を離れた者や口座を失った者が多く、一方で新規預入人員の増加が見られなかったことによる。全焼・倒壊を免れた局であっても、東京市内の三田局や小石川局のように預入が減少した局があった。一方、東京府郡部の各局や関東各地の主要局の預入に大きな変動はなく、八王子局、王子局、高崎局などの例外を除き大正12年度も概ね増加している。震災があったにも関わらず新規預入人員が増加した局が多いが、被災者が東京市内から郡部へ転居して新たに口座を開いた可能性がある。被災した局でも、預入口数は早く大正13年度より再び増加したが、大正11年度の水準まで復帰するには時間がかかった。払戻口数については、大正12年度の被災を免れた東京市内や東京府郡部各局の増加が目立つ。震災時の郵便貯金の非常確認払は通帳交付局以外でも取り扱われたため、郵便局が休業した被災地からの非常確認払が集中したと思われる。局舎が全焼・倒壊した東京市内、横浜市内の各局、横須賀局の払戻口数については浅草局や横浜局が倍増したことを除いては大きな増加は見られない。九段局の払戻口数は11万と目立って多いが、おそらくこの数値は誤植であろう。貯金業務休止期間が長期におよんだ通信省構内局は半減している。大正12年度に払戻が急増した局も翌13年度にはほとんど減少し、被災時の緊急事態はひとまず終息したことがうかがえる。

最後に同時期の簡易保険の動向を見ておこう。**表9**は関東大震災前後の簡易保険契約状況の推移を関東地方（東京通信管轄区）は府県別に、他の地域は通信管轄区別に、年度末現在の契約、新規契約、死亡、失効の別に示したものである。

簡易生命保険は、大正5年10月の発足以降、毎年契約数を飛躍的に伸ばしていった。関東大震災に見舞われた大正12年度にあっても、**表9**(1)の年度末の契約件数、保険料、保険金額はそれぞれ増加している。地域別に見ても、被災地以外の地域はもちろん、深刻な被害を蒙った関東地方であっても全ての府県で増加を示している。次に契約の内訳を見ていこう。**表9**(2)新契約について見ると、大正12年度の東京通信管轄区域内の各府県の契約件数が前年度と比較して軒並み減少していることがわかる。ただし東京府に限っては、契約件数が減少する一方で保険料、保険金額ともに増加している。一方、関東地方以外について見ると、札幌・熊本通信管轄区域以外は、大正12年度においても件数、保険料、保険金額それぞれ順調に増加している。同年度の新契約の全国計は、契約件数が減少、保険料および保険金額が僅かに増加となっており、簡易保険業の成長の勢いが一旦衰えた要因となっている。しかし、大正13年度以降は各地域とも勢いを取り戻し14年度以降も順調に増加した。

次に簡易保険業の減益項目である**表9**(3)死亡と**表9**(4)失効に注目してみよう。大正12年度の死亡に関する各項目は、全地域で前年度より増加しているが、年々新規契約の増加により毎年契約件数も増加しているので、それに伴って死亡の各項目が増えることは当然であろう。しかし、東京府と神奈川県は死亡件数がともに前年2倍以上に急増したことは、契約件数の増加に伴う自然増とはかけ離れている。言うまでもなく、契約者が震災の犠牲となったためである。大正12年9月より翌13年8月までに震災死亡とされた件数は5330件で、保険年額は88万1425円

局名	大正11年度			大正12年度			大正13年度			大正14年度		
	預入口数	払戻口数	新規預入人員	預入口数	払戻口数	新規預入人員	預入口数	払戻口数	新規預入人員	預入口数	払戻口数	新規預入人員
東京中央	89,929	19,203	3,123	70,553	38,637	4,458	85,552	30,110	5,117	90,895	26,160	3,135
麹町×	19,911	7,195	912	16,887	7,344	1,111	18,991	8,617	1,430	20,137	7,709	811
九段×	22,242	11,287	2,060	19,051	110,924	1,961	21,401	14,549	2,379	23,179	13,070	2,112
日本橋×	24,151	5,222	1,569	13,098	7,438	1,143	9,238	5,872	1,177	8,106	5,502	857
神田×	33,026	11,368	2,157	17,187	12,174	1,533	20,233	9,779	2,059	23,941	10,806	1,761
京橋×	37,891	9,293	1,765	17,194	13,198	1,853	20,736	9,717	2,544	26,666	11,410	2,051
逋信省構内×	58,163	37,933	3,101	19,487	15,053	1,243	22,501	11,579	1,957	46,601	17,251	3,268
芝×	31,543	10,834	1,453	23,695	12,135	1,971	27,655	11,165	4,451	56,586	16,562	5,353
白金	5,639	7,530	924	14,813	12,326	1,135	15,783	10,850	1,036	12,505	8,214	866
三田	28,685	9,487	1,447	24,121	20,464	2,279	41,151	22,497	3,641	24,112	12,953	2,521
麻布△	35,510	21,374	2,321	42,063	29,036	3,249	37,028	28,092	4,168	44,222	24,689	3,499
赤坂×	12,701	7,663	1,186	10,190	7,102	1,111	13,976	8,583	1,555	20,524	8,178	1,803
青山△	27,408	17,441	2,211	29,500	18,715	2,770	31,909	23,141	2,704	34,880	19,094	2,043
四谷	26,123	13,152	1,813	28,594	34,144	2,747	28,348	20,006	2,307	29,230	17,278	1,751
牛込	22,615	12,601	1,128	23,510	21,783	5,797	26,390	17,495	2,816	35,263	14,465	2,575
小石川	54,872	15,113	1,796	39,831	28,772	3,101	32,607	22,168	3,999	51,456	16,572	1,899
本郷	26,874	11,283	1,561	27,579	21,881	2,648	26,964	14,463	1,979	29,959	13,588	1,868
駒込	20,921	9,457	1,246	21,438	22,366	2,000	26,376	18,624	1,721	13,705	9,760	1,142
下谷×	71,082	17,572	2,565	43,492	25,952	2,496	63,036	20,746	4,406	65,960	18,625	3,981
浅草×	44,434	21,987	3,395	29,383	40,711	2,406	45,526	26,850	10,751	53,014	25,445	4,180
本所×	43,545	17,406	3,321	24,089	23,924	2,468	24,950	20,845	4,647	40,597	16,808	2,540
深川×	13,797	5,828	817	9,593	10,160	n.a.	29,144	5,674	4,993	47,596	5,626	2,866
司法省内	4,736	3,284	228	5,179	4,312	471	5,626	5,361	470	6,914	5,442	568
宮内省内	—	—	—	—	—	—	1,323	582	205	2,586	1,320	230
両国	21,075	10,305	1,545	11,020	5,542	1,023	16,826	9,650	1,832	26,663	10,246	2,193
新橋×	30,858	9,641	2,263	15,588	5,476	1,268	20,538	7,841	1,971	28,141	8,538	1,856
葵町×	—	—	—	1,699	814	210	3,452	1,925	378	7,964	3,501	704
早稲田	6,214	1,361	623	9,418	9,197	1,097	12,039	7,551	856	13,910	7,020	1,407
貯金局構内	—	—	—	4,847	2,795	963	25,897	18,611	3,203	34,202	18,420	2,839
横浜	61,828	12,614	4,762	30,929	27,454	2,679	26,799	13,769	3,421	44,782	10,268	1,785
横浜長者町×	25,863	13,322	2,121	18,402	11,943	2,626	26,827	18,992	3,921	34,637	14,422	2,768
横浜桜木×	13,361	5,102	701	9,238	3,541	966	15,470	7,675	2,152	28,248	6,784	1,641
横浜駅前×	14,262	3,822	656	5,199	1,625	263	—	—	—	11,334	2,610	635
神奈川×	27,659	13,350	1,969	23,350	14,711	2,282	30,745	20,423	2,735	24,839	14,217	1,952
浦和	38,522	9,429	1,605	40,733	11,382	1,995	41,639	14,866	2,424	44,258	13,931	2,697
千葉	29,853	11,256	2,150	35,015	14,312	3,640	39,412	16,714	2,866	45,268	15,416	3,173
甲府△	14,660	4,337	889	13,985	4,336	944	13,909	6,551	897	22,470	4,945	3,854
宇都宮	46,439	9,325	1,514	44,927	9,761	2,584	42,951	11,602	1,766	46,549	9,511	1,998
水戸	56,562	11,157	2,143	52,518	11,298	1,699	92,067	14,534	2,002	54,750	12,276	1,396
前橋	39,923	9,148	1,928	40,781	9,429	1,762	37,660	11,764	1,908	45,177	10,953	2,841
高崎	46,723	10,441	2,382	18,001	11,152	3,047	54,345	10,341	3,099	70,214	13,089	3,455
横須賀×	52,602	40,254	3,132	53,971	34,257	3,427	50,733	17,311	4,068	84,323	33,214	7,819
静岡	45,088	8,320	1,863	43,540	8,563	1,383	45,004	14,389	1,765	63,263	10,446	2,165
品川	29,679	5,593	1,402	29,458	8,869	1,853	35,668	10,590	2,270	36,073	11,539	1,791
淀橋	28,822	13,419	1,931	30,980	17,683	2,197	35,212	12,054	2,285	33,377	13,331	1,676
渋谷	36,731	22,197	3,064	40,384	28,144	4,146	39,395	16,951	9,466	37,678	23,225	3,506
八王子	82,922	13,882	2,388	52,589	14,617	2,651	57,412	10,853	2,835	60,229	16,073	2,988
小笠原島	3,941	1,506	266	3,387	1,329	187	3,679	2,369	214	3,597	1,405	217
巢鴨	29,726	16,167	1,974	30,099	22,866	2,777	31,476	10,104	2,781	28,546	17,353	2,087
千住	23,133	16,531	2,152	41,409	22,015	3,805	48,507	8,038	4,790	49,916	21,386	2,891
大森	44,913	23,123	2,654	42,211	26,583	3,721	39,893	11,392	2,988	35,296	22,643	3,649
中野	20,801	10,402	1,476	23,351	14,295	1,850	23,623	10,979	4,803	25,284	15,735	2,311
世田谷	24,898	14,624	2,369	32,017	18,014	3,274	31,117	9,191	2,737	35,629	21,511	3,096
王子	47,557	19,744	2,056	38,444	22,163	3,358	35,414	10,383	3,176	36,250	24,064	3,373
亀戸	—	—	—	51,783	32,189	5,859	41,519	7,676	4,079	49,677	25,586	5,130
寺島	—	—	—	7,599	2,366	1,565	25,056	4,041	2,972	34,421	17,353	3,878
蒲田	—	—	—	—	—	—	27,029	5,772	3,071	34,101	21,328	3,637
落合	—	—	—	—	—	—	19,802	5,508	1,802	15,116	11,822	1,161
目黒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,498	5,815	1,464
川越	25,588	5,712	1,152	25,689	6,750	1,662	29,202	10,443	1,687	28,644	8,234	1,542
熊谷	—	—	—	—	—	—	—	10,899	2,307	32,891	11,324	3,323
日光	18,385	4,995	962	15,879	5,741	1,035	19,066	4,387	718	21,554	6,495	962
足利	—	—	—	—	—	—	29,468	9,777	2,277	27,695	12,566	1,843
桐生	42,652	13,152	2,660	44,762	13,145	2,693	58,891	12,961	3,249	58,078	13,976	2,709
浜松	54,297	16,038	2,722	53,878	16,173	3,574	54,008	11,645	2,634	54,167	14,634	1,916
沼津	36,188	7,398	1,639	33,116	8,761	1,799	29,202	9,648	1,297	34,384	8,578	1,944
三島	20,213	6,217	1,791	22,643	5,804	1,722	34,055	9,972	2,857	39,544	9,247	2,429
鎌倉×	11,049	5,790	779	n.a.	n.a.	n.a.	7,332	6,673	1,048	19,672	7,791	1,825
小田原×	14,935	5,171	756	16,528	4,281	890	20,475	9,993	2,103	42,865	10,581	4,415
川崎	41,902	15,169	2,352	46,146	18,250	3,373	55,096	7,874	3,984	58,033	25,939	3,577

(出所)『一・二等局業務要覧』(大正11～14各年度版)より作成。

注1) 一・二等局に昇格前の郵便局の数値は計上されていないため、0と区別するため一で示した。

注2) 1か月以上業務停止した局の休止期間は以下の通り。両国局(大正12年9月1日～大正13年1月20日)、新橋局(大正12年9月1日～10月15日)、葵町局(大正12年9月1日～10月20日)、横浜桜木局(大正12年9月1日～12月10日)、横浜駅前局(大正12年9月1日～大正13年度)。

注3) 震災により全焼した局は「×」、半壊した局は「△」を局名の右に示した。

表8 関東大震災前後の東京通信管轄区域内一、二等局貯金取扱口数

(1) 年度末現在契約件数および保険料・保険金額

(単位：保険料、保険金額ともに円)

		大正11年度末			大正12年度末			大正13年度末			大正14年度末		
		件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額
東京 通信 管轄 区域	東京府	371,625	316,099	56,125,377	471,723	482,953	80,077,478	639,107	783,255	120,869,161	899,070	1,126,233	169,602,508
	神奈川県	92,418	68,367	12,532,253	98,814	76,992	14,042,433	118,689	102,442	18,120,708	166,078	157,815	26,360,075
	埼玉県	79,503	48,833	8,197,588	90,581	58,029	9,698,174	111,750	74,967	12,376,627	138,136	93,876	15,193,202
	群馬県	85,258	44,608	8,620,106	100,219	55,422	10,467,516	117,878	65,691	12,314,213	137,875	77,062	14,227,695
	千葉県	83,115	52,312	7,729,189	86,205	55,226	9,272,353	104,448	71,249	11,763,835	122,979	86,559	14,178,176
	茨城県	62,171	38,835	7,176,720	71,868	46,238	8,637,645	91,613	60,330	11,110,108	108,206	72,343	13,089,840
	栃木県	80,845	43,521	8,869,360	87,316	47,915	9,820,807	106,438	61,224	12,258,108	122,864	73,189	14,310,814
	静岡県	139,937	70,283	13,031,298	153,055	79,425	14,559,586	178,487	95,254	17,252,703	207,144	113,377	20,114,296
	山梨県	26,134	15,314	2,817,797	27,905	16,489	3,022,466	40,731	24,978	4,449,558	48,971	30,269	5,298,433
	計	1,021,006	698,171	126,099,688	1,187,686	918,688	159,598,456	1,509,141	1,339,389	220,515,021	1,951,323	1,830,723	292,374,838
札幌通信管轄区域	227,162	145,815	31,662,560	270,253	181,535	39,125,478	360,676	248,452	52,740,615	447,631	314,462	65,227,141	
仙台通信管轄区域	489,937	215,088	47,203,548	618,537	291,688	63,005,260	796,653	395,346	83,325,060	980,237	499,183	102,558,674	
名古屋通信管轄区域	806,736	352,020	76,213,173	972,349	469,440	98,026,420	1,145,484	606,639	121,843,591	1,422,886	801,661	155,958,185	
大阪通信管轄区域	649,296	500,113	85,067,878	794,131	669,489	110,548,638	1,023,753	943,550	150,348,446	1,374,852	1,231,646	194,212,138	
広島通信管轄区域	422,949	181,360	40,807,342	559,051	251,009	55,564,223	751,080	354,896	76,830,912	975,605	478,988	99,943,509	
熊本通信管轄区域	572,709	296,906	65,784,894	717,392	389,367	84,129,190	867,267	480,509	101,957,157	1,078,732	611,610	126,720,260	
合計	4,189,795	2,389,474	472,839,082	5,119,399	3,171,216	609,997,665	6,454,054	4,368,780	807,560,802	8,231,266	5,768,272	1,036,994,745	

(2) 新契約件数および保険料・保険金額

		大正11年度末			大正12年度末			大正13年度末			大正14年度末		
		件数	保険料	保険金額									
東京 通信 管轄 区域	東京府	152,127	166,549	26,959,932	135,228	206,216	30,112,097	261,558	422,750	59,434,338	371,043	493,628	70,717,798
	神奈川県	33,232	27,337	4,857,123	13,457	14,475	2,578,375	33,283	37,610	6,324,379	59,757	68,351	10,430,095
	埼玉県	27,659	19,005	3,071,164	16,448	12,927	2,115,795	26,619	20,997	3,311,502	34,528	24,896	3,791,071
	群馬県	27,803	15,776	3,010,329	22,355	15,118	2,650,099	25,606	14,999	2,719,627	28,861	16,265	2,835,370
	千葉県	25,542	19,067	3,085,030	9,763	7,536	1,308,528	23,620	19,725	3,125,409	26,065	21,077	3,324,746
	茨城県	20,634	14,371	2,531,567	18,105	12,631	2,457,270	28,026	19,568	3,526,917	25,318	17,857	3,064,095
	栃木県	31,325	16,967	3,675,287	14,394	8,886	1,855,829	26,329	17,257	3,256,243	25,810	17,946	3,212,107
	静岡県	44,851	23,795	4,250,333	24,778	15,413	2,669,431	37,082	22,506	3,917,687	41,225	25,472	4,203,692
	山梨県	8,448	5,177	893,052	5,200	3,124	553,059	16,850	10,837	1,852,822	13,380	8,502	1,397,290
	計	371,621	308,045	52,333,818	259,728	296,326	46,300,482	478,973	586,247	87,488,566	625,987	693,993	102,976,263
札幌通信管轄区域	107,923	75,109	15,737,601	71,711	56,341	11,725,815	117,313	86,430	17,761,253	122,731	91,799	17,930,544	
仙台通信管轄区域	159,204	89,486	18,297,039	174,037	100,729	20,784,831	228,900	130,782	25,987,286	249,400	139,714	26,622,274	
名古屋通信管轄区域	204,509	112,095	22,998,067	220,359	145,881	27,804,187	237,541	177,106	31,571,437	359,856	249,423	44,334,802	
大阪通信管轄区域	247,720	231,616	36,574,095	229,321	247,026	37,858,827	323,318	367,880	54,183,126	483,921	443,691	66,759,714	
広島通信管轄区域	153,992	69,580	15,008,748	189,092	93,111	19,930,996	262,435	134,945	28,126,990	311,177	166,221	32,152,520	
熊本通信管轄区域	257,343	140,088	30,631,010	240,218	143,901	29,539,692	242,766	144,271	29,192,198	319,463	194,546	37,894,648	
合計	1,502,312	1,026,019	191,580,377	1,384,466	1,083,314	193,944,830	1,891,246	1,627,661	274,310,856	2,472,535	1,979,387	328,670,765	

(3) 死亡件数および保険料・保険金額

		大正11年度末			大正12年度末			大正13年度末			大正14年度末		
		件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額
東京 通信 管轄 区域	東京府	4,515	3,346	627,225	9,731	9,021	1,547,625	8,273	8,788	1,423,996	9,991	12,209	1,870,938
	神奈川県	1,001	713	130,519	2,442	2,107	379,248	1,529	1,300	232,206	1,712	1,567	269,283
	埼玉県	677	428	70,818	928	609	102,168	1,084	749	119,905	1,293	957	154,330
	群馬県	745	415	75,225	1,142	670	127,424	1,260	729	136,089	1,501	889	163,126
	千葉県	804	501	84,697	1,107	714	119,199	1,080	725	119,575	1,068	752	123,281
	茨城県	525	335	61,438	758	522	94,672	815	569	100,149	947	670	119,641
	栃木県	664	384	73,472	976	550	106,081	1,041	618	119,773	1,239	754	145,211
	静岡県	1,219	641	121,089	1,568	836	151,903	1,669	963	174,435	1,802	1,066	189,753
	山梨県	207	120	22,355	172	122	32,432	334	221	39,481	390	257	46,612
	計	10,357	6,882	1,266,838	18,928	15,200	2,660,752	17,085	14,662	2,465,608	19,943	19,121	3,082,173
札幌通信管轄区域	2,097	1,328	288,827	3,153	2,131	452,084	3,740	2,609	549,367	4,613	3,325	680,471	
仙台通信管轄区域	5,708	2,521	530,431	7,237	3,552	734,525	8,637	4,353	884,649	10,139	5,440	1,084,691	
名古屋通信管轄区域	9,502	4,109	900,992	12,034	5,710	1,211,104	13,588	6,990	1,425,572	15,090	8,336	1,669,462	
大阪通信管轄区域	7,116	5,268	928,551	10,122	8,495	1,421,212	11,579	10,484	1,703,529	13,767	13,219	2,100,982	
広島通信管轄区域	4,467	1,976	442,860	6,531	3,023	656,705	7,540	3,670	779,846	8,572	4,320	916,777	
熊本通信管轄区域	5,305	2,810	614,862	7,629	4,298	910,411	9,622	5,523	1,160,535	11,232	6,595	1,348,151	
合計	44,552	24,894	4,973,362	65,634	42,410	8,046,793	71,791	48,291	8,969,106	83,356	60,356	10,882,706	

(4) 失効件数および保険料・保険金額

		大正11年度末			大正12年度末			大正13年度末			大正14年度末		
		件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額
東京 通信 管轄 区域	東京府	25,304	19,845	3,474,840	21,076	23,431	3,736,490	85,406	109,276	16,621,739	84,626	111,895	16,250,195
	神奈川県	7,343	5,557	994,999	3,840	3,095	551,834	12,928	11,654	2,139,014	10,195	10,695	1,755,790
	埼玉県	4,255	2,604	416,506	4,221	2,926	478,021	4,353	3,205	512,389	6,611	4,737	763,085
	群馬県	6,978	3,475	658,464	6,412	3,729	686,336	6,916	4,074	737,439	7,466	3,977	743,910
	千葉県	5,671	3,686	614,051	5,369	3,687	611,509	6,417	3,036	518,341	6,495	4,980	775,656
	茨城県	6,759	3,986	731,252	8,092	4,973	948,916	8,229	5,318	1,028,517	8,502	5,626	1,031,643
	栃木県	8,161	4,388	878,754	6,711	3,831	763,120	6,064	3,292	674,692	8,162	5,175	937,508
	静岡県	12,602	6,287	1,118,278	9,864	5,293	945,409	9,796	5,590	1,002,530	10,456	5,994	1,063,001
	山梨県	2,888	1,594	283,191	3,369	1,907	336,327	3,997	2,307	412,332	4,896	3,050	508,601
	計	79,961	51,422	9,170,335	68,954	52,872	9,059,962	142,106	147,752	23,646,994	147,409	156,129	23,829,390
札幌通信管轄区域	23,301	14,981	3,097,039	25,791	18,284	3,739,424	23,168	16,631	3,439,842	30,270	21,749	4,392,299	
仙台通信管轄区域	26,899	12,587	2,657,506	40,486	21,548	4,369,856	45,665	24,253	4,956,606	58,381	31,404	6,276,948	
名古屋通信管轄区域	34,405	16,257	3,383,266	39,464	20,657	4,229,540	46,243	28,705	5,400,734	58,194	37,755	6,875,251	
大阪通信管轄区域	58,239	44,231	7,147,495	64,686	57,376	9,048,973	67,430	70,460	10,641,381				

20銭であった。そのうち、東京府が3581件、61万1728円8銭で震災死亡の約7割、神奈川県が1213件、20万6400円で2割強を占めた⁽⁴⁴⁾。震災の失効への影響は震災があった大正12年度ではなく、その翌年の大正13年度に顕れている。簡易保険局は被災した契約者のために、保険料払込の特別払込猶予期間を設けたが、それでも契約を維持することができなかった被災者が多かったことがうかがえる。大正12年度末と13年度末を比較すると、東京府では件数で4倍、保険料4.6倍、保険金額は4.4倍に増加し、神奈川県ではそれぞれ3.3倍、3.7倍、3.8倍に増加した。失効件数で見れば、全国計の5分の1以上を両府県が占めていることになる。

震災時の非常局待払の実施は、災害時における簡易保険の意義を強く国民に認識させ、その後の保険思想の普及に多大な効果をもたらしたのである。しかし一方で、『通信事業史』第5巻では、関東大震災と大正7、8年に世界的に流行した「スペインかぜ」(インフルエンザ)は簡易保険事業における二大打撃であり、「之による死亡は遙かに予定死亡率を超過したのであるが、之は又一面に於いて、人をして生の儚なさと更に積極的に之が拡充を期すべきことを痛感せしめ、事業の将来に対する尊い経験となった」⁽⁴⁵⁾と結んでいる。

4 むすびにかえて

災害対策には、予期せぬ災害に備えて事前に防災対策を行う「安全」と災害後に適切なケアを行う「安心」という2つの対応があり、どちらも重要な側面である。北原糸子によれば、近代以前の災害対応は災害発生後の対応に主眼が置かれており、「安全」という事前に対応よりも「安心」を求める人々への対応が求められた社会であったという。しかし、かわら版や飛脚などメディアや情報伝達手段の発達とともに災害への啓蒙も図られ、「安心」の中に必ずしも「安全」が包摂され得ないことが明らかになってきた時代でもあった⁽⁴⁶⁾。

明治・大正期の通信事業はこれまで担ってきた事業の性質上、災害発生後の対応に主眼を置き、被災者に多くの「安心」を提供する役割を果たしてきた。未曾有の災禍にとっさに対応するには、過去幾多もの災害を体験して得た知識の蓄積に依るところが大きい。明治期の濃尾地震後の郵便局復旧作業や非常時貯金払戻の経験が関東大震災の際に参考とされ、そして関東大震災時の「救済部」「行動郵便」「罹災通信」「非常確認払」「非常局待払」当の対応策やその際に生じた問題点が、後の阪神・淡路大震災、東日本大震災時の「車両型郵便局」や避難所での出張サービス、かんぽの宿での被災者受け入れ、通信病院の医療支援などの震災対策に受け継がれ、被災者の「安心」のための対策に大いに貢献したのである。

一方で建築物や設備などハード面の防災対策については十分な対応ができていたとはいえなかった。震災により焼失した当時の通信省庁舎は絶対に安全だと信じられており、庁舎が焼けるとは誰も思っていなかったので、地震後に庁舎門前に荷物を持ち込む避難者が雪崩の如く押し寄せるなど混乱が生じていた⁽⁴⁷⁾。震災直後の混乱に早急に対応できたのは、幸いにして倒壊・焼失を免れた東京中央郵便局が通信省庁舎に代わって「通信省の最高策源地」「通信機関の本源地」「超大重要な建築物」として機能できたことが大きい。通信省庁舎焼失という苦い経験から、新庁舎は耐震性、耐火性が重視して建築された。また、無線通信についても当時は電力

44 前掲、『通信事業史』第5巻、543頁。

45 同上、548頁。

46 北原糸子「災害と情報」(前掲、北原糸子編『に本災害史』、259頁)。

47 前掲、今井田清徳「応急委員会の出来る迄」、126頁。

が弱く、電波が混乱した状況下では情報の受信は可能であっても送信には力が不足していたために、震災直後に十分な機能を発揮することができなかつたので、その後無線通信施設の一層の拡充が図られた。しかし、「安全」面での対応が全く後手に回っていたわけではない。震災後の電話事業復興の際に自動交換方式が採用され、線路を地下管路へ移設するなど新技術の導入が試みられたことは画期的であった。

東日本大震災によるかつてない被害と経験は、郵政事業がこれまで果たしてきた「安心」のための対策に加えて「安全」のための十分な対策も必要となってきたことを示している。これまで体験したことのない災害を事前に想定して十分な防災対策を立てることは容易なことではない。しかしこれまで見てきた災害時の通信省官吏や郵便局員の知識や経験そして努力の蓄積の中に大きなヒントが隠されているように思えるのである。

※本稿は、科学研究費補助金若手研究（B）「戦前期における郵便事業の展開と社会への普及過程」（研究課題番号：23730332）による研究成果の一部である。